

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>省略用語例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・<u>所法第57条の4第1項又は第2項</u>に規定する特例をいう。 ・特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・<u>措法第37条の14第1項</u>に規定する特例をいう。 <p>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10-1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の(2)から(8)以外の場合 ・・・・・・・・。</p> <p>(2) <u>金融商品取引法</u>(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《<u>免許及び免許の申請</u>》の規定による信用取引又は発行日取引・・・・・・・・ ・・・・・・・・。</p> <p>(3) その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により<u>所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》</u>に規定する株式交換完全親法人（以下「<u>株式交換完全親法人</u>」という。）に対して<u>当該旧株を譲渡した場合</u>（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。） その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により<u>同条第2項</u>に規定する</p>	<p>省略用語例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式交換又は株式移転に係る課税の特例・・・<u>措法第37条の14第1項</u>に規定する特例をいう。 ・特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税・・・<u>措法第37条の14の2第1項</u>に規定する特例をいう。 <p>措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）</p> <p>37の10-1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。</p> <p>(1) 次の(2)から(7)以外の場合 ・・・・・・・・。</p> <p>(2) <u>証券取引法</u>(昭和23年法律第25号)第156条の24第1項《<u>免許の申請</u>》の規定による信用取引又は発行日取引・・・・・・・・ ・・・・・・・・。</p> <p>(3) その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換による<u>所得税法第57条の4第1項</u>に規定する株式交換完全親法人に対する<u>当該旧株の譲渡</u>（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）<u>については、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</u></p> <p>(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転による<u>同条第2項</u>に規定する株</p>

改 正 後	改 正 前
<p>株式移転完全親法人（以下「株式移転完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。） 当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。</p> <p>(5) 同条第3項各号に掲げる有価証券（同項第4号に掲げる新株予約権付社債についての社債を除く。）を当該各号に定める事由により譲渡した場合（・・・・・・）</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>(6)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>ニ・・・・・・。</p> <p>ホ・・・・・・。</p> <p>へ・・・・・・。</p> <p>ト・・・・・・。</p> <p>(7) 措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合</p> <p>イ 同項第1号に掲げる株式等証券投資信託等の終了（株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合を除く。）又は一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。</p> <p>ロ 同号に掲げる株式等証券投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</p> <p>ハ 同項第2号に掲げる特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日の前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。</p> <p>(8) 措置法第37条の14の2第1項又は第2項に規定する事由に基づき収入金額とみなされる場合</p> <p>同条第1項に掲げる特定合併又は同条第2項に掲げる特定分割型分割によるものにつ</p>	<p>株式移転完全親法人に対する当該旧株の譲渡（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）については、当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。</p> <p>(5) 同条第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合（・・・・・・）</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>ニ 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。</p> <p>(6)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・。</p> <p>ロ・・・・・・。</p> <p>ハ・・・・・・。</p> <p>ニ・・・・・・。</p> <p>ホ・・・・・・。</p> <p>へ・・・・・・。</p> <p>ト・・・・・・。</p> <p>(7) 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約により支払われる金額で同項の規定により収入金額とみなされる場合</p> <p>その終了又は一部の解約の日による。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>いては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(株式等の譲渡に係る所得区分)</p> <p>37の10-2 株式等の譲渡（措置法第37条の10第4項第1号に規定する株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割を含む。以下この項において同じ。）による所得が・・・・・・・・。</p> <p>(1)</p> <p>イ <u>金融商品取引法第2条第16項《定義》</u>に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されている株式等</p> <p>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式（出資及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第14項《定義》に規定する投資口をいう。）を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ <u>認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）</u>の定める規則に従い、登録銘柄として<u>認可金融商品取引業協会</u>に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券</p> <p>ヘ <u>金融商品取引法第2条第8項第3号ロ</u>に規定する<u>外国金融商品市場</u>において売買されている株式等</p> <p>ト 措置法第37条の11第1項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る<u>受益権</u>の募集が公募（同項に規定する公募をいう。）により行われたものの<u>受益権</u></p> <p>チ</p> <p>(2)</p> <p>ケ</p> <p>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</p> <p>37の10-5 ..・・・、当該信用取引等に関し、<u>金融商品取引業者</u>に支払う又は<u>金融商品取引業者</u>から支払を受ける次のものについては、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 買付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>に支払う買委託手数料、・・・・・・・・。</p> <p>(2) 買付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>から支払を受ける品貸料の額は、・・・・・・・・。</p>	<p>(株式等の譲渡に係る所得区分)</p> <p>37の10-2 株式等の譲渡（株式等証券投資信託等（租税特別措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託等をいう。以下この項において同じ。）の終了又は株式等証券投資信託等の一部の解約を含む。以下この項において同じ。）による所得が・・・・・・・・。</p> <p>(1)</p> <p>イ <u>証券取引法第2条第16項</u>に規定する<u>証券取引所</u>に上場されている株式等</p> <p>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式（出資及び投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第21項に規定する投資口をいう。）を含む。以下この項において同じ。）</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ <u>証券業協会</u>の定める規則に従い、登録銘柄として<u>証券業協会</u>に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券</p> <p>ヘ <u>証券取引法第2条第8項第3号ロ</u>に規定する<u>外国有価証券市場</u>において売買されている株式等</p> <p>ト 措置法第37条の10第4項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る<u>受益証券</u>の募集が公募（同法第37条の11第1項に規定する公募をいう。）により行われたものの<u>受益証券</u></p> <p>チ</p> <p>(2)</p> <p>ケ</p> <p>(信用取引等に係る譲渡益の計算)</p> <p>37の10-5 ..・・・、当該信用取引等に関し、<u>証券業者</u>に支払う又は<u>証券業者</u>から支払を受ける次のものについては、・・・・・・・・。</p> <p>(1) 買付けを行った者が<u>証券業者</u>に支払う買委託手数料、・・・・・・・・。</p> <p>(2) 買付けを行った者が<u>証券業者</u>から支払を受ける品貸料の額は、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 売付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>から支払を受ける金利に相当する額は、……。</p> <p>(4) 売付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>に支払う売委託手数料、……。</p> <p>(5) 買付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、……、売付けを行った者が<u>金融商品取引業者</u>に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、……。</p> <p>⑥ 配当落調整額とは、……、<u>金融商品取引業者</u>が売付けを行った者から徴収し……、権利処理価額とは、……、<u>金融商品取引業者</u>が売付けを行った者から徴収し……。</p> <p>(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算) 37の10-7 <u>金融商品取引法</u>第156条の24第1項の規定による信用取引の……。</p> <p>(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算) 37の10-8 ……、外貨で表示されている当該対価の額につき<u>金融商品取引業者</u>と株式等を譲渡する者との間の……。</p> <p>⑥ ……。</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等と同一銘柄の株式等を有している場合の取得価額の計算) 37の10-9の2 <u>受益者等課税信託</u>（<u>所得税法</u>第13条第1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項及び37の10-23の2において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。37の10-23の2において同じ。）の信託財産に属する資産のうち当該受益者等が有する株式等と同一銘柄の株式等がある場合には、当該信託財産に属する株式等と当該受益者等が有する株式等とを区分しないで<u>所得税法令</u>第105条第1項の規定を適用することに留意する。</p> <p>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37の10-9の3 ……。</p> <p>また、上場株式等償還特約付社債（<u>措置法令</u>第25条の10の2第14項第13号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。）の償還により取得した……。</p>	<p>(3) 売付けを行った者が<u>証券業者</u>から支払を受ける金利に相当する額は、……。</p> <p>(4) 売付けを行った者が<u>証券業者</u>に支払う売委託手数料、……。</p> <p>(5) 買付けを行った者が<u>証券業者</u>から支払を受ける配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、……、売付けを行った者が<u>証券業者</u>に支払う配当落調整額及び権利処理価額に相当する額は、……。</p> <p>⑥ 配当落調整額とは、……、<u>証券業者</u>が売付けを行った者から徴収し……、権利処理価額とは、……、<u>証券業者</u>が売付けを行った者から徴収し……。</p> <p>(信用取引において現渡しの方法により決済を行った場合の所得計算) 37の10-7 <u>証券取引法</u>第156条の24第1項の規定による信用取引の……。</p> <p>(外貨で表示されている株式等に係る譲渡の対価の額等の邦貨換算) 37の10-8 ……、外貨で表示されている当該対価の額につき<u>証券業者</u>と株式等を譲渡する者との間の……。</p> <p>⑥ ……。</p> <p>(新 設)</p> <p>(付与された権利の行使等により取得した株式等の価額) 37の10-9の2 ……。</p> <p>また、上場株式等償還特約付社債（<u>措置法令</u>第25条の10の2第14項第12号に規定する上場株式等償還特約付社債をいう。以下同じ。）の償還により取得した……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)</p> <p>37の10-9の4 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(「取得をした日」の判定)</p> <p>37の10-19 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。</p> <p>(1) 他から取得した株式等は、……………。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する……………。</p> <p>(2) 金銭の払込み又は財産の給付(以下「払込み等」という。)により取得した株式等は、……………。</p> <p>(3) 新株予約権の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式等は、……………。</p> <p>(4) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得(所得税法令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。)した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。</p> <p>(5) 株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、……………。</p> <p>(6) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号又は第37条の14の2第1項若しくは第2項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、……………。</p> <p>(7) 投資信託(所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。)又は特定受益証券発行信託(同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。)</p>	<p>(有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額)</p> <p>37の10-9の3 証券取引法第2条第22項に規定する有価証券オプション取引(以下「有価証券オプション取引」という。)による権利の行使又は義務の履行により取得した上場株式等の取得価額は、……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(「取得をした日」の判定)</p> <p>37の10-19 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式の「取得をした日」の判定は、次による。</p> <p>(1) 他から取得した株式は、……………。ただし、納税者の選択により、当該株式の取得に関する……………。</p> <p>(2) 金銭の払込み又は財産の給付(以下「払込み等」という。)により取得した株式は、……………。</p> <p>(3) 新株予約権の行使(新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。)により取得した株式は、……………。</p> <p>(4) 株式の分割又は併合により取得した株式及び株主割当てにより取得(所得税法令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式を取得した場合をいう。)した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。</p> <p>(5) 株式無償割当てにより取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式と異なる種類の株式が割り当てられた場合には、……………。</p> <p>(6) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、その取得の基因となった株式の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号又は第2号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式は、……………。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以下同じ。) (以下この項において「投資信託等」という。) の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(8) 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第2号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。</p> <p>(9) 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、・・・・・・。</p> <p>(10) 株式交換により取得した株式等は、・・・・・・。</p> <p>(11) 株式移転により取得した株式等は、・・・・・・。</p> <p>(12) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、・・・・・・。</p> <p>(13) 取得条項付株式(・・・・・・)の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日(・・・・・・株主等への当該株式等を取得する旨の通知・・・・・・)による。</p> <p>(14) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、・・・・・・。</p> <p>(15) 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得・・・・・・。</p> <p>(16) 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、・・・・・・。</p> <p>(17) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る・・・・・・。</p> <p>④ 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても・・・・・・。</p> <p>(株式の範囲) 37の10-23 ・・・・・・、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資</p>	<p>(7) 組織変更により取得した株式は、その取得の基因となった出資の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式は、・・・・・・。</p> <p>(8) 株式交換により取得した株式は、・・・・・・。</p> <p>(9) 株式移転により取得した株式は、・・・・・・。</p> <p>(10) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式は、・・・・・・。</p> <p>(11) 取得条項付株式(・・・・・・)の取得対価として交付された株式は、取得事由が生じた日(・・・・・・株主等への当該株式を取得する旨の通知・・・・・・)による。</p> <p>(12) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式は、・・・・・・。</p> <p>(13) 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得・・・・・・。</p> <p>(14) 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式は、・・・・・・。</p> <p>(15) 有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式は、当該オプション対象株式の売買に係る・・・・・・。</p> <p>④ 所得税法第60条第1項の規定は、株式についても・・・・・・。</p> <p>(株式の範囲) 37の10-23 ・・・・・・、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する投資</p>

改 正 後	改 正 前
<p>口が含まれることに留意する。 (注)</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡等)</p> <p>37 の 10-23 の 2 <u>受益者等課税信託の信託財産に属する資産が株式等である場合における当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が株式等である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として株式等に係る譲渡所得等となり、措置法第 37 条の 10 の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合において、当該株式等の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法第 37 条第 1 項に規定する「当該総収入金額を得るため直接に要した費用」又は同法第 33 条第 3 項《譲渡所得》に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。</u></p> <p>(2) <u>委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託の信託財産に属する株式等の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合における当該株式等又は当該権利に係る株式等の「取得をした日」は、当該委託者が当該株式等の取得をした日となる。</u></p> <p>(注) <u>当該受益者等課税信託の信託財産に属する株式等が信託期間中に信託財産に属することとなったものである場合には、当該株式等が信託財産に属することとなった日となる。</u></p> <p>(3) <u>受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべき金額は、所得税法第 36 条第 1 項《収入金額》の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債務の額に相当する金額を加算した金額となる。</u></p> <p>(注) <u>譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産（金銭及び金銭債権を除く。）の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等としての権利の譲渡の時ににおける当該受益者等としての権利の目的となっている各資産（金銭及び金銭債権を除く。）の価額の比によりあん分して算定するものとする。</u></p>	<p>口が含まれることに留意する。 (注)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前										
<p>(4) <u>委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、当該委託者が当該株式等を引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算した金額となる。</u></p> <p>(注) <u>当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算上必要経費又は取得費に算入する金額は、受益者等が、当該株式等を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、所得税法第37条第1項、第38条第1項、第48条及び第61条の規定を適用して計算する。この場合において、当該株式等の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法令第109条第1項に規定する「取得価額」に含まれる。</u></p> <p>(5) <u>株式等に係る譲渡所得等に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)の28の4-53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。</u></p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</p> <p>37の10-24 措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">収入金額と みなされる 金額</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 55%; vertical-align: top;">法人の合併により交付を受けた合併法人の株式又は合併親法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">みなし配当額</td> </tr> </table> <p>(注) 「合併法人」とは、措置法第37条の10第3項第1号に規定する合併法人をいい、「合併親法人」とは、合併法人との間に措置法令第25条の8第4項に規定する関係がある法人をいう(以下同じ)。</p> <p>取得価額=旧株の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p>	収入金額と みなされる 金額	=	法人の合併により交付を受けた合併法人の株式又は合併親法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額	-	みなし配当額	<p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の合併の場合)</p> <p>37の10-24 措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">収入金額と みなされる 金額</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 55%; vertical-align: top;">法人の合併により交付を受けた合併法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額</td> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;">みなし配当額</td> </tr> </table> <p>取得価額=旧株の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該合併により取得した合併法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p>	収入金額と みなされる 金額	=	法人の合併により交付を受けた合併法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額	-	みなし配当額
収入金額と みなされる 金額	=	法人の合併により交付を受けた合併法人の株式又は合併親法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額	-	みなし配当額							
収入金額と みなされる 金額	=	法人の合併により交付を受けた合併法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額	-	みなし配当額							

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令第112条第1項《合併により取得した株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式1株当たりの取得価額} + \left. \begin{array}{l} \text{旧株1株当たりの合併法人の株式又は合併親法人の株式の取得費用} \end{array} \right\}}{\text{旧株1株について取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式の数}} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \end{array} \right]$ <p>(3) <u>合併法人が、措置法第37条の10第3項第1号に規定する法人の合併に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法（平成17年法律第86号）第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合计数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付された場合における措置法第37条の10第3項第1号の規定の適用については、所基通57の4-1《一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い》に準じて取り扱う。</u></p> <p>（譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—株式等証券投資信託等の信託の併合の場合）</p> <p>37の10-24の2 措置法第37条の10第4項第1号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) <u>株式等証券投資信託等の信託の併合に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、株式等証券投資信託等の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第1号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</u></p>	<p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の合併により取得した合併法人の株式の1株当たりの取得価額は、<u>同令第112条の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</u></p> $\frac{\text{取得した合併法人の株式1株当たりの取得価額} + \left. \begin{array}{l} \text{旧株1株当たりの合併法人の株式の取得費用} \end{array} \right\}}{\text{旧株1株について取得した合併法人の株式の数}} = \left[\begin{array}{l} \text{旧株1株の従前の取得価額} \\ + \\ \text{旧株1株当たりのみなし配当額} \end{array} \right]$ <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託された金額（所得税法第2条第1項第14号に規定するオープン型の証券投資信託にあっては当該金額のうち同法第9条第1項第11号《非課税所得》に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額</p> <p>収入金額と みなされる 金額 =</p> <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第2項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\div \text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}} = \left[\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\pm \text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}} \right]$ <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—25 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>収入金額と みなされる 金額 =</p> <p>法人の分割により交付を受けた分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額 — みなし配当額</p> <p>④ 「分割承継法人」とは、措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割承継法人をいい、「分割承継親法人」とは、分割承継法人との間に措置法令第25条の8第5項に規定する関係がある法人をいう（以下同じ。）。</p> <p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合</p>	<p>株式等証券投資信託等の信託の併合により交付を受けた当該信託の併合に係る新たな信託の受益権（以下この項において「新受益権」という。）及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該株式等証券投資信託等について信託された金額（所得税法第2条第1項第14号に規定するオープン型の証券投資信託にあっては当該金額のうち同法第9条第1項第11号《非課税所得》に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額</p> <p>収入金額と みなされる 金額 =</p> <p>取得価額 = 旧受益権の従前の取得価額の合計額</p> <p>また、当該信託の併合により取得した新受益権の取得価額は、所得税法令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における株式等証券投資信託等の信託の併合により取得した新受益権の1口当たりの取得価額は、所得税法令第112条第2項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{取得した新受益権1口当たりの取得価額}}{\div \text{旧受益権1口について取得した新受益権の口数}} = \left[\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\pm \text{旧受益権1口当たりの新受益権の取得費用}} \right]$ <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—法人の分割の場合)</p> <p>37の10—25 措置法第37条の10第3項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>収入金額と みなされる 金額 =</p> <p>法人の分割により交付を受けた分割承継法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額 — みなし配当額</p> <p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号《<u>所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等</u>》に規定する割合で、次により計算した割合（分割法人の同号に規定する分割前事業年度終了の時（以下この項において「分割前事業年度終了時」という。）の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号《定義》に規定する資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「資本金等の額」という。）又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（以下この項及び37の10-26において「連結個別資本金等の額」という。）が零以下である場合には零と、当該分割前事業年度終了時の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額}} - \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額}}{\text{分割法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額}}$ <p>また、当該分割があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令第113条第2項《分割型分割により取得した株式等の取得価額》</u>の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$ <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、<u>所得税法令第113条第1項又は第2項の規定</u>により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$	<p>(注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第2号に規定する割合で、次により計算した割合（<u>小数点以下3位未満の端数は切上げ</u>）をいう。以下同じ。</p> $\text{純資産移転割合} = \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割法人の資産の帳簿価額}} - \frac{\text{分割法人から分割承継法人に移転した負債の帳簿価額}}{\text{分割法人の負債の帳簿価額}}$ <p>また、当該分割があった日以後における旧株1株当たりの取得価額は、<u>同令第113条第2項の規定</u>により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該分割により取得した分割承継法人の株式の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$ <p>(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における法人の分割があった日以後の旧株及び当該分割により取得した分割承継法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、<u>同令第113条第1項又は第2項の規定</u>により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{分割後の旧株1株当たりの取得価額} = \text{旧株1株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right]$

改 正 後	改 正 前
$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{l} \text{取得した分割承継} \\ \text{法人の株式又は分} \\ \text{割承継親法人の株} \\ \text{式 1 株当たりの取} \\ \text{得価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{旧株 1} \\ \text{株の従} \\ \text{前の取} \\ \text{得価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{純資産} \\ \text{移転} \\ \text{割合} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{旧株 1 株について} \\ \text{取得した分割承継} \\ \text{法人の株式又は分} \\ \text{割承継親法人の株} \\ \text{式の数} \end{array} \right] \\ + \text{分割承継法人の株式又は} & + \text{分割承継法人の株式又は分割承継親} \\ + \text{分割承継親法人の株式 1} & + \text{法人の株式 1 株当たりの分割承継法} \\ \text{株当たりのみなし配当額} & + \text{人の株式又は分割承継親法人の株式} \\ & \text{の取得費用} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{l} \text{取得した分割承継} \\ \text{法人の株式 1 株当} \\ \text{たりの取得価額} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{旧株 1} \\ \text{株の従} \\ \text{前の取} \\ \text{得価額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{純資産} \\ \text{移転} \\ \text{割合} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{旧株 1 株について} \\ \text{取得した分割承継} \\ \text{法人の株式の数} \end{array} \right] \\ + \text{分割承継法人の株式 1 株} & + \text{分割承継法人の株式 1 株当たりの} \\ + \text{当たりのみなし配当額} & + \text{分割承継法人株式の取得費用} \end{aligned}$
<p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—特定受益証券発行信託に係る信託の分割の場合)</p> <p>37の10—25の2 措置法第37条の10第4項第2号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 特定受益証券発行信託に係る信託の分割に当たり、措置法第37条の10第4項の規定により、特定受益証券信託の受益権（以下この項において「旧受益権」という。）についての譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第2号に掲げる金額及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\begin{array}{l} \text{収入金額と} \\ \text{みなされる} \\ \text{金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受けた承継} \\ \text{信託の受益権及びそれ以外の資産の価額の合計額のうち当該特定} \\ \text{受益証券発行信託について信託された金額に達するまでの金額} \end{array}$ <p>④ 「承継信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{取得価額} = \frac{\text{旧受益権の従前の取得価額の合計額}}{\text{取得価額の合計額}} \times \text{分割移転割合}$ <p>⑤ 「分割移転割合」は、所得税法令第113条第5項に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\begin{array}{l} \text{分割} \\ \text{移転割合} \end{array} = \frac{\frac{\text{分割信託から承継信託に移転した資産の帳簿価額}}{\text{分割信託の資産の帳簿価額}}}{\frac{\text{分割信託から承継信託に移転した負債の帳簿価額}}{\text{分割信託の負債の帳簿価額}}}$	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>④ 「分割信託」とは、特定受益証券発行信託に係る信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。</p> <p>また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後における旧受益権1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第6項の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該特定受益証券発行信託に係る信託の分割により取得した承継信託の受益権の取得価額は、同令第109条第1項第5号の規定により、取得のために通常要する価額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} = \left[\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{分割移転割合} \right]$ <p>(2) 措置法第37条の10第4項の規定の適用がない場合における特定受益証券発行信託に係る信託の分割があった日以後の旧受益権及び当該信託の分割により取得した承継信託の受益権に係る1口当たりの取得価額は、所得税法令第113条第5項又は第6項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。</p> $\frac{\text{特定受益証券発行信託に係る信託の分割後の旧受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} = \left[\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{分割移転割合} \right]$ $\frac{\text{取得した承継信託の受益権1口当たりの取得価額}}{\text{取得価額}} = \left[\frac{\text{旧受益権1口の従前の取得価額}}{\text{取得価額}} \times \text{分割移転割合} \div \frac{\text{旧受益権1口について取得した承継信託の受益権の口数}}{\text{取得した承継信託の受益権の口数}} \right]$ <p>± $\frac{\text{承継信託の受益権1口当たりの取得費用}}{\text{承継信託の受益権の取得費用}}$</p> <p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10-26</p> $\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{金額}} = \frac{\text{資本の払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}}{\text{金額}} - \text{みなし配当額}$	<p>(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等—資本の払戻し等の場合)</p> <p>37の10-26</p> $\frac{\text{収入金額とみなされる金額}}{\text{金額}} = \frac{\text{資本の払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額}}{\text{金額}} - \text{みなし配当額}$

改 正 後	改 正 前
<p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産減少割合</p> <p>④ 「純資産減少割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合で、次により計算した割合（資本の払戻し等を行った法人の当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には 1 とし、当該割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。</p> $\text{純資産減少割合} = \frac{\text{その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭等の価額の合計額}}{\text{その法人の資産の帳簿価額} - \text{その法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額}}$ <p>また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株 1 株当たりの取得価額は、同令第 114 条第 1 項《資本の払戻し等があった場合の株式等の取得価額》の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{旧株 1 株当たりの取得価額} = \text{旧株 1 株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株 1 株の従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right]$ <p>（法人の自己の株式等の取得から除かれる措置法令第 25 条の 8 第 8 項第 3 号の「購入」） 37 の 10—27 の 2 措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号に規定する「法人の自己の株式又は出資の取得」から除かれることとされている措置法令第 25 条の 8 第 8 項第 3 号に規定する「購入」とは、金融商品取引法第 30 条《認可》の規定により金融商品取引業者が内閣総理大臣の認可を受けた私設取引システムにおける有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合におけるその売買（同法第 2 条第 8 項第 10 号ニに掲げる方法により売買価格が決定されるものを除く。）による購入であることに留意する。</p> <p>（合計所得金額等の計算） 37 の 10—28</p> <p>(1)「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第</p>	<p>取得価額 = 旧株の従前の取得価額の合計額 × 純資産減少割合</p> <p>④ 「純資産減少割合」は、所得税法令第 61 条第 2 項第 3 号に規定する割合で、次により計算した割合（小数点以下 3 位未満は切上げ）をいう。以下同じ。</p> $\text{純資産減少割合} = \frac{\text{その法人の資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又はその法人の解散による残余財産の分配により交付した金銭等の価額の合計額}}{\text{その法人の資産の帳簿価額} - \text{その法人の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額}}$ <p>また、当該資本の払戻し等があった日以後における旧株 1 株当たりの取得価額は、同令第 114 条第 1 項の規定により、次の算式によって計算した金額となる。</p> $\text{旧株 1 株当たりの取得価額} = \text{旧株 1 株の従前の取得価額} - \left[\text{旧株 1 株の従前の取得価額} \times \text{純資産減少割合} \right]$ <p>（新 設）</p> <p>（合計所得金額等の計算） 37 の 10—28</p> <p>(1)「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」には、措置法令第</p>

改正後	改正前
<p>25条の8第12項の規定により、…………。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(売委託)</p> <p>37の11-1 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、<u>金融商品取引法</u>第2条第8項第2号及び第10号に掲げる行為のうち売買の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること、同項第3号に掲げる行為のうち売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること又は同項第9号に掲げる行為のうち売出しの取扱いについて委託することをいう。</p> <p>(外国金融商品市場)</p> <p>37の11-2 措置法令第25条の9第1項第2号に規定する「外国金融商品市場」とは、<u>金融商品取引法</u>第2条第8項第3号ロに規定する「取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するもの」をいうが、…………。</p> <p>④ ……。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> <p>③ ……。</p> <p>④ ……。</p> <p>⑤ ……。</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p>	<p>25条の8第9項の規定により、…………。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>措置法第37条の11《上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(売委託)</p> <p>37の11-1 措置法第37条の11第1項第1号に規定する「売委託」とは、<u>証券取引法</u>第2条第8項第2号及び第7号に掲げる行為のうち売買の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること、同項第3号に掲げる行為のうち売買の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理について委託すること又は同項第6号に掲げる行為のうち売出しの取扱いについて委託することをいう。</p> <p>(外国有価証券市場)</p> <p>37の11-2 措置法令第25条の9第1項第2号に規定する「外国有価証券市場」とは、<u>証券取引法</u>第2条第8項第3号ロに規定する「取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するもの」をいうが、…………。</p> <p>④ ……。</p> <p>① ……。</p> <p>② ……。</p> <p>③ ……。</p> <p>④ ……。</p> <p>⑤ ……。</p> <p>措置法第37条の11の2《平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</p> <p>37の11の2-1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等（措置法第37条の14の2第1項から第3項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式（同条第1項に規定する特定合併により取得した同項に規定する外国合併親法人株式をいう。37の14-11において同じ。）、外国分割承継親法人株式（措置法第37条の14の2第2項に規定する特定分割型分割により取得した同項に規定する外国分割承継親法人株式をいう。37の14-11において同じ。）又は外国株式交換完全支配親法人株式（措置法第37条の14の2第3項に規定する特定株式交換により取得した同項に規定する外国株式交換完全支配親法人株式をいう。37の14-11において同じ。）を除く。）は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式又は受益権が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。</p> <p>(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)</p> <p>37の11の2-5</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等（合併法人の株式又は合併親法人の株式） その法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等（被合併法人の株式）の取得の日</p> <p>(3) 措置法令第25条の10第4項に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等（分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式） その法人の分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等（分割法人の株式）の取得の日</p> <p>(4) 同条第5項第1号に規定する「株式交換」により取得した上場株式等（株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人（株式交換完全親法人との間に所得税法令第167条の7第1項《株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等》に規定する</p>	<p>(合併等による上場株式等の取得の基因となった株式等が上場株式等でない場合)</p> <p>37の11の2-1 「上場株式等の取得費の特例」の適用に当たって、平成13年10月1日以後に、居住者等が措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する合併、措置法令第25条の10第4項に規定する法人の分割又は同条第5項各号に規定する事由により取得した上場株式等は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされているが、当該合併前から保有していた合併前の法人株式、当該法人の分割前から保有していた分割法人株式又は当該事由が生ずる前から保有していた株式が平成13年10月1日において上場株式等に該当していなかった場合には、当該合併、法人の分割又は当該事由により取得した上場株式等について同特例の適用はないことに留意する。</p> <p>(平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等)</p> <p>37の11の2-5</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第37条の11の2第2項第3号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等（合併法人株式） その法人の合併により取得した合併法人株式のその取得の基因となった上場株式等（被合併法人の株式）の取得の日</p> <p>(3) 措置法令第25条の10第4項に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等（分割承継法人の株式） その法人の分割により取得した分割承継法人の株式のその取得の基因となった上場株式等（分割法人の株式）の取得の日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>関係がある法人をいう。以下同じ。)の株式) <u>その株式交換により取得した株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式のその取得の基因となった上場株式等の取得の日</u></p> <p>(5) 措置法令第25条の10第5項第2号から第6号までに規定する「事由」により取得した上場株式等 </p> <p>(取引所売買株式等) 37の11の2-6、その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。）において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が金融商品取引所において.。この場合、金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が金融商品取引所に類するもので.。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>(特定口座内保管上場株式等を現渡した場合) 37の11の3-2、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する金融商品取引業者等への売委託の方法による譲渡に該当.。</p> <p>(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等) 37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第16号に規定する当該貸付契約.。</p> <p>(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-5。</p> <p>(1) 居住者等有する特定口座が2以上ある場合には、金融商品取引業者等から交付を受けた.。</p> <p>(2)。</p>	<p>(4) 措置法令第25条の10第5項各号に規定する「事由」により取得した上場株式等 </p> <p>(取引所売買株式等) 37の11の2-6、その売買が主として証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。）において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が証券取引所において.。この場合、証券取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が証券取引所に類するもので.。</p> <p>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</p> <p>(特定口座内保管上場株式等を現渡した場合) 37の11の3-2、その特定口座内保管上場株式等の引渡しは同項第2号に規定する証券業者等への売委託の方法による譲渡に該当.。</p> <p>(貸付契約に基づいて返還された上場株式等の取得価額等) 37の11の3-3 措置法令第25条の10の2第14項第15号に規定する当該貸付契約.。</p> <p>(特定口座以外の株式等に係る譲渡所得等の金額との合計) 37の11の3-5。</p> <p>(1) 居住者等有する特定口座が2以上ある場合には、証券業者等から交付を受けた.。</p> <p>(2)。</p>

改 正 後

措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例》関係

(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)

37の11の4-1 又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(措置法第37条の11の3第2項に規定する信用取引又は発行日取引)

④1

2 決済日とは、金融商品取引所における普通取引にあつては、

(他の金融商品取引業者等を通じて行う譲渡)

37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する金融商品取引業者等が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の金融商品取引業者等を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付すべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた金融商品取引業者等であることに留意する。

措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係

(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)

37の11の5-3

(1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、金融商品取引業者等から交付を受けた

(2)

(3)

改 正 前

措置法第37条の11の4《特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に係る源泉徴収等の特例》関係

(特定口座源泉徴収選択届出書の提出期限)

37の11の4-1 又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等(措置法第37条の11の3第1項に規定する信用取引又は発行日取引)

④1

2 決済日とは、証券取引所における普通取引にあつては、

(他の証券業者等を通じて行う譲渡)

37の11の4-2 措置法第37条の11の4第1項に規定する証券業者等が、同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡をしようとする者(以下この項において「株式等の譲渡者」という。)から売委託を受け、他の証券業者等を通じて譲渡した場合であっても、同条第1項又は第4項の規定により所得税を徴収又は還付すべき者は、株式等の譲渡者から売委託を受けた証券業者等であることに留意する。

措置法第37条の11の5《確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得》関係

(源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申告する場合の計算)

37の11の5-3

(1) まず、申告しようとする源泉徴収選択口座が2以上ある場合には、証券業者等から交付を受けた

(2)

(3)

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算)</p> <p>37の13-3、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社法第185条に規定する株式無償割当て。</p> <p>《計算例》</p> <p>.</p> <p>措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(特例対象特定株式に該当するかどうかの判定)</p> <p>37の13の3-1 特定株式の譲渡（措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした日の3年前の日の前日（同日が平成21年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14-3。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4) <u>金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引</u>による権利の行使又は義務の履行</p>	<p>措置法第37条の13《特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等》関係</p> <p>(払込みによる取得の後に株式の分割等があった場合の控除対象額の計算)</p> <p>37の13-3、当該特定株式に係る同一銘柄株式につき分割、併合又は会社法（平成17年法律第86号）第185条に規定する株式無償割当て。</p> <p>《計算例》</p> <p>.</p> <p>措置法第37条の13の3《特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(特例対象特定株式に該当するかどうかの判定)</p> <p>37の13の3-1 特定株式の譲渡（措置法第37条の13の3第1項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）をした日の3年前の日の前日（同日が平成19年4月1日以後の日であるときには、同年3月31日）までの期間内に。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>措置法第37条の14《特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</p> <p>(取得対価の額)</p> <p>37の14-3。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(3)。</p> <p>(4) <u>有価証券オプション取引</u>による権利の行使又は義務の履行により取得した特定上場株</p>

改 正 後	改 正 前
<p>により取得した特定上場株式等については、…………。</p> <p>イ ……………。</p> <p>ロ ……………。</p>	<p>式等については、…………。</p> <p>イ ……………。</p> <p>ロ ……………。</p>
<p>(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)</p> <p>37 の 14—11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等（措置法第 37 条の 14 の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用がある場合における外国合併親法人株式、外国分割承継親法人株式又は外国株式交換完全支配親法人株式を除く。）については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) 同条第 5 項第 3 号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人の株式又は合併親法人の株式) その法人の合併により取得した合併法人の株式又は合併親法人の株式のその取得の基因となった被合併法人の株式の取得の日</p> <p>(4) 同条第 5 項第 4 号に規定する「投資信託の併合」により取得した上場株式等 その投資信託の併合により取得した新たな投資信託の受益権のその取得の基因となった投資信託の受益権の取得の日</p> <p>(5) 同条第 5 項第 5 号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式) その法人の分割により取得した分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のその取得の基因となった分割法人の株式の取得の日</p> <p>(6) 同条第 5 項第 6 号に規定する株式交換により取得した上場株式等（株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式） その株式交換により取得した株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全親法人の親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日</p> <p>(7) 同条第 5 項第 6 号に規定する株式移転により取得した上場株式等（株式移転完全親法人の株式）</p>	<p>(取得期間内に取得をした上場株式等の判定)</p> <p>37 の 14—11 取得期間内に取得をしたものとされる上場株式等に該当するかどうかの判定は、措置法令第 25 条の 13 の 2 第 4 項の規定によるが、この場合に、次に掲げる事由により取得し引き続き所有していたものとみなされる上場株式等については、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれ次に定める日を当該上場株式等の取得の日とみなして判定を行うことに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) 同条第 5 項第 3 号に規定する「法人の合併」により取得した上場株式等(合併法人株式) その法人の合併により取得した合併法人株式のその取得の基因となった被合併法人の株式の取得の日</p> <p>(4) 同条第 5 項第 4 号に規定する「法人の分割」により取得した上場株式等(分割承継法人の株式) その法人の分割により取得した分割承継法人の株式のその取得の基因となった分割法人の株式の取得の日</p> <p>(5) 同条第 5 項第 5 号に規定する株式交換又は株式移転により取得した上場株式等（株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式） その株式交換又は株式移転により取得した株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>その株式移転により取得した株式移転完全親法人の株式のその取得の基因となった株式の取得の日</p> <p>(8) 同条第5項第7号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株式等 </p> <p>附則</p> <p><u>(経過的取扱い(1)・・・信託法の施行に伴う改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の10-1(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の10-2(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の10-9の2、37の10-19(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の10-23の2、37の10-24の2、37の10-25の2、37の11の2-1(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)、37の11の2-5(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)</u>及び37の14-11(信託法の施行に伴う改正部分に限る。)の取扱いは、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日から適用する。</p> <p><u>(経過的取扱い(2)・・・証券取引法の改正に伴う改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37の10-1(証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37の10-2(証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37の10-5、37の10-7、37の10-8、37の10-9の4、37の10-19(証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37の10-27の2、37の11-1、37の11-2、37の11の2-6、37の11の3-2、37の11の3-5、37の11の4-1(証券取引法の改正に伴う改正部分に限る。)、37の11の4-2、37の11の5-3及び37の14-3の取扱いは、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から適用する。</u></p>	<p>(6) 同条第5項第6号に規定する取得事由の発生又は取得決議により取得した上場株式等 </p> <p>(新 設)</p>

新 旧 対 照 表

第2 所得税基本通達（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>（受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等）</p> <p>33-1の7 <u>受益者等課税信託（法第13条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として譲渡所得となり、法第33条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合において、当該資産の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、法第33条第3項に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。</u></p> <p>(2) <u>委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合における当該資産又は当該権利に係る資産の法第33条第3項第1号に規定する「取得の日」は、当該委託者が当該資産の取得をした日となる。</u></p> <p>㊦ <u>当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産が信託期間中に信託財産に属することとなったものである場合には、当該資産が信託財産に属することとなった日となる。</u></p> <p>(3) <u>受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべき金額は、法第36条第1項の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債</u></p>	<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>務の額に相当する金額を加算した金額となる。</p> <p>㉔ 譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産（金銭及び金銭債権を除く。）の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等としての権利の譲渡の時における当該受益者等としての権利の目的となっている各資産（金銭及び金銭債権を除く。）の価額の比によりあん分して算定するものとする。</p> <p>(4) 委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該委託者が当該資産を引き続き有しているものとして、法第38条の規定を適用して計算した金額となる。</p> <p>㉔ 当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった資産の取得費は、受益者等が、当該資産を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、法第38条の規定を適用して計算する。この場合において、当該資産の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、同条第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。</p> <p>(5) 譲渡所得に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）の28の4-53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。</p> <p>（有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定）</p> <p>33-6の4。この場合において、.法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券（措置法第37条の10第3項又は第37条の14の2第1項若しくは第2項《合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例》の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。）の取得の日は、.。</p> <p>㉔ 1。</p> <p>2。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p>	<p>（有価証券の譲渡所得が短期譲渡所得に該当するかどうかの判定）</p> <p>33-6の4。この場合において、.法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券（措置法第37条の10第3項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併、法人の分割又は組織変更により取得した有価証券を除く。）の取得の日は、.。</p> <p>㉔ 1。</p> <p>2。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(借入金で取得した固定資産を買換えた場合) 38-8の6 なお、.、第 36 条の 2 《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 37 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》又は.、第 36 条の 4 《買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等》、第 37 条の 3 第 1 項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は.。</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>(代替資産等を借入金で取得した場合) 38-8の8 固定資産を借入金により取得した場合において、当該固定資産を代替資産等として措置法第 33 条、第 33 条の 2 第 2 項、第 36 条の 2、第 37 条又は第 37 条の 5 の規定の適用を受けるときには、.。</p> <p>(1) (2)</p> <p>(非事業用資産の取得費の計算上控除する減価償却費相当額) 38-9の2 譲渡所得の基となる資産が家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産である場合における当該資産の取得費は、法第 38 条第 2 項の規定により計算するのであるが、当該資産が各種所得（同項第 1 号に掲げる不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。以下この項において同じ。）を生ずべき業務の用に供されていない資産（以下この項において「非事業用資産」という。）であり、かつ、当該非事業用資産と同種の減価償却資産が令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げる減価償却資産に該当する場合には、当該非事業用資産の取得費の計算上控除する減価償却費相当額については、当該非事業用資産の法第 38 条第 1 項に規定する合計額に相当する金額の 100 分の 95 に相当する金額が限度となることに留意する。</p> <p>なお、譲渡した資産に係る各種所得を生ずべき業務の用に供されていた期間については、当該資産の法第 38 条第 1 項に規定する合計額に相当する金額から当該期間内の日の属する各</p>	<p>(借入金で取得した固定資産を買換えた場合) 38-8の6 なお、.、第 36 条の 2 《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 36 条の 6 《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 37 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》又は.、第 36 条の 4 《買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等》（第 36 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 37 条の 3 第 1 項《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》又は.。</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>(代替資産等を借入金で取得した場合) 38-8の8 固定資産を借入金により取得した場合において、当該固定資産を代替資産等として措置法第 33 条、第 33 条の 2 第 2 項、第 36 条の 2、<u>第 36 条の 6</u>、第 37 条又は第 37 条の 5 の規定の適用を受けるときには、.。</p> <p>(1) (2)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入されるその資産の償却費の額の累積額を控除して当該資産の取得費を計算するのであるが、当該資産を各種所得を生ずべき業務の用に供されなくなった後に譲渡した場合において、当該資産の償却費の額の累積額が当該資産の同項に規定する合計額に相当する金額の100分の95に相当する金額を超えているときは、当該資産の当該合計額に相当する金額から控除する減価償却費相当額は、当該償却費の額の累積額となることに留意する。</p> <p>(契約解除に伴い支出する違約金) 38-9の3</p> <p>法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《<u>一に満たない端数の処理</u>》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。</p> <p>なお、.。</p> <p>ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主に対して支払う法第57条の4第1項又は第2項に規定する旧株の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。</p> <p>(一に満たない数の株式又は新株予約権の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2 法第57条の4第3項(同項第1号及び第4号を除く。以下この項において同じ。)の規定を適用する場合において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行会社が、同項に規定する事由により株主又は新株予約権者(以下この項において「株主等」という。)</p>	<p>(契約解除に伴い支出する違約金) 38-9の2</p> <p>法第57条の4《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(一株に満たない数の株式の競売等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項の規定等によりその端数の合計数に相当する株式の競売等をし、その競売等による代金が株主に交付されたときは、<u>その一株に満たない端数に相当する株式については、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、.。</p> <p>(一に満たない数の株式又は新株予約権の競売等による代金が交付された場合の取扱い) 57の4-2 法第57条の4第3項(同項第1号及び第4号を除く。以下同じ。)の規定を適用する場合において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行会社が、同項に規定する事由により株主又は新株予約権者(以下この項において「株主等」という。)に対し交付</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に対し交付しなければならない株式又は新株予約権（以下この項において「株式等」という。） <u>に一に満たない端数が生じたため、会社法第 234 条第 1 項の規定等によりその端数の合計数 に相当する株式等を譲渡し、又は買い取った代金として株主等に金銭が交付されたときは、 その一に満たない端数に相当する株式等の株主等に対して当該発行会社の株式等が交付され たものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、・・・・・・・・。</p> <p><u>ただし、その交付された金銭が、その取得の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的 に株主等に対して支払う法第 57 条の 4 第 3 項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号 に規定する全部取得条項付種類株式、同項第 5 号に規定する取得条項付新株予約権又は同項 第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得の対価であると 認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。</u></p> <p>⑥ ・・・・・・・・。</p>	<p>しなければならない株式又は新株予約権（以下この項において「株式等」という。）に一に 満たない端数が生じたため、会社法第 234 条第 1 項の規定等によりその端数の合計数に相当 する株式等の競売等をし、<u>その競売等による代金が株主等に交付されたときは、その一に満 たない端数に相当する株式等については、その一に満たない端数に相当する株式等の株主等 に対して当該発行会社の株式等が交付されたものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、・・・・・・・・。</p> <p>⑥ ・・・・・・・・。</p>
<p>（新株予約権付社債についての社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期）</p>	<p>（新 設）</p>
<p>57 の 4－3 <u>法第 57 条の 4 第 3 項第 4 号に掲げる新株予約権付社債についての社債を同号に 定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該社債の譲渡がなかったものとみなさ れる場合を除く。）における当該社債に係る譲渡所得の総収入金額の収入すべき時期は、新 株予約権を行使した日による。</u></p> <p>⑥ <u>法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる取得請求権付株式、同項第 2 号に掲げる取得条項 付株式、同項第 3 号に掲げる全部取得条項付種類株式、同項第 5 号に掲げる取得条項付新 株予約権又は同項第 6 号に掲げる取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係 る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期については、平成 14 年 6 月 24 日付課資 3－ 1 ほか 3 課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法 令解釈通達）の 37 の 10－1 《株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期》の (5)参照</u></p>	<p>法第 58 条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係</p>
<p>（交換費用の区分） 58－10 交換のために要した費用の額を令第 168 条第 1 号《交換による取得資産の取得価額等</p>	<p>（交換費用の区分） 58－10 交換のために要した費用の額を令第 168 条第 1 号《交換による取得資産の取得価額等</p>

改正後	改正前
<p>の計算》に規定する「譲渡資産の譲渡に要した費用」の額と同条第3号に規定する「取得資産を取得するために要した経費の額」とに区分する場合において、仲介手数料、周旋料その他譲渡と取得との双方に関連する費用（受益者等課税信託（法第13条第1項に規定する受益者（同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）の信託財産に属する資産（信託財産に属する資産が譲渡所得の基因となる資産である場合における当該資産をいう。）を交換した場合において、当該交換に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払う金額を含む。）でいずれの費用であるか明らかでないものがあるときは、当該費用の50%ずつをそれぞれの費用とする。</p> <p>法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（寄附行為）</p> <p>59-1 法第59条第1項第1号に規定する贈与には、財団法人の設立を目的とする寄附行為を含むものとする。</p> <p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>（各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額）</p> <p>64-2の2 ・・・・、第25条の8第12項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び第26条の23第5項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により・・・。</p> <p>(1) ・・・・</p> <p>(2) ・・・・</p> <p>(3) ・・・・</p> <p>（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）</p> <p>64-3の2 ・・・・、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の</p>	<p>の計算》に規定する「譲渡資産の譲渡に要した費用」の額と同条第3号に規定する「取得資産を取得するために要した経費の額」とに区分する場合において、仲介手数料、周旋料その他譲渡と取得との双方に関連する費用でいずれの費用であるか明らかでないものがあるときは、当該費用の50%ずつをそれぞれの費用とする。</p> <p>法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（信託行為等）</p> <p>59-1 法第59条第1項第1号に規定する贈与には、委託者以外の者を元本の受益者とする信託行為又は財団法人の設立を目的とする寄附行為を含むものとする。</p> <p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>（各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額）</p> <p>64-2の2 ・・・・、第25条の8第9項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》及び第26条の23第4項《先物取引に係る雑所得等の金額の計算等》の規定により・・・。</p> <p>(1) ・・・・</p> <p>(2) ・・・・</p> <p>(3) ・・・・</p> <p>（譲渡所得に関する買換え等の規定との関係）</p> <p>64-3の2 ・・・・、第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の</p>

改正後	改正前
<p>課税の特例》、第 36 条の 5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 37 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・・・、次に同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>法第 67 条の 3 《信託に係る所得の金額の計算》関係</p> <p>（受益者等課税信託の委託者がその有する資産を信託した場合の譲渡所得の収入金額等）</p> <p>67 の 3 - 1 受益者等課税信託（法第 13 条第 1 項に規定する受益者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下この項において同じ。）の委託者（居住者に限る。以下この項において同じ。）がその有する譲渡所得の基因となる資産を信託し、当該受益者等課税信託の受益者等となる者が法人である場合における法第 67 条の 3 第 3 項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 当該法人が対価を負担せずに受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、法第 59 条第 1 項の規定により、当該資産を信託した時における価額に相当する金額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。</p> <p>(2) 当該法人が対価を負担して受益者等課税信託の受益者等となる者であるときは、当該対価の額を収入金額として当該委託者の譲渡所得の金額を計算する。</p> <p>なお、この場合において、当該対価の額が法第 59 条第 1 項第 2 号に規定する額であるときは、同項の規定が適用される。</p> <p>④ 法第 67 条の 3 第 4 項から第 6 項までの規定の適用に関しても同様となる。</p> <p>附則</p> <p>（経過的取扱い・・・信託法の施行に伴う改正通達の適用時期）</p> <p>この法令解釈通達による改正後の 33-1 の 7、58-10、59-1 及び 67 の 3-1 の取扱いは、信託法（平成 18 年法律第 108 号）の施行の日から適用する。</p>	<p>長期譲渡所得の課税の特例》、第 36 条の 5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 36 条の 6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第 37 条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、・・・・・・、次に同条の規定を適用するのであるから留意する。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>

新 旧 対 照 表

第3 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>（注） 認定森林施業計画につき森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しが</p> <p style="text-align: center;">措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲）</p> <p>31・32共-1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第4項第2号に掲げる株式等（措置法第32条第2項に規定する株式等をいう。）のうち措置法令第21条第3項各号に掲げるもの</p> <p>（受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等）</p> <p>31・32共-1の3 <u>受益者等課税信託（所得税法第13条第1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する受益者（同条第2項の規定に</u></p>	<p style="text-align: center;">措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>（注） 認定森林施業計画につき森林法第16条、<u>同法第18条の3第4項</u>又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しが</p> <p style="text-align: center;">措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲）</p> <p>31・32共-1</p> <p>(1)</p> <p>(2) 事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして措置法令第21条第4項第1号ロに掲げる株式若しくは出資又は同項第2号ロに掲げる特定信託の受益権のうち措置法令第21条第3項各号<u>《土地等の譲渡に類する株式等の譲渡》</u>に掲げるもの</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後

改 正 前

より同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下「受益者等」という。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいう。以下同じ。）の信託財産に属する資産が31・32 共-1に掲げる分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産である場合における当該資産の譲渡又は受益者等課税信託の受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する資産が31・32 共-1に掲げる分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産である場合における当該権利の譲渡による所得は、原則として分離課税とされる譲渡所得となり、措置法第31条又は第32条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用することとなる。なお、この場合においては次の点に留意する。

- (1) 受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合において、当該資産の譲渡に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、所得税法第33条第3項《譲渡所得》に規定する「資産の譲渡に要した費用」に含まれる。
- (2) 委託者と受益者等がそれぞれ一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡があった場合又は当該受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合における当該資産又は当該権利に係る資産の措置法第31条第2項に規定する「その取得をした日」は、当該委託者が当該資産の取得をした日となる。
 - ㊦ 当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産が信託期間中に信託財産に属することとなったものである場合には、当該資産が信託財産に属することとなった日となる。
- (3) 受益者等課税信託の受益者等としての権利の譲渡があった場合において、当該受益者等としての権利の目的となっている信託財産に属する債務があるため、当該譲渡の対価の額が当該債務の額を控除した残額をもって支払われているときは、当該譲渡による収入すべき金額は、所得税法第36条第1項《収入金額》の規定により、その支払を受けた対価の額に当該控除された債務の額に相当する金額を加算した金額となる。
 - ㊦ 譲渡された受益者等としての権利の目的となっている資産（金銭及び金銭債権を除く。）の譲渡収入金額は、当該受益者等としての権利の譲渡により収入すべき金額からその信託財産に属する金銭及び金銭債権の額を控除した残額を基礎として、当該受益者等としての権利の譲渡の時における当該受益者等としての権利の目的となっている各資産（金銭及び金銭債権を除く。）の価額の比によりあん分して算定するものとする。
- (4) 委託者が受益者等課税信託の受益者等となる信託の設定により信託財産に属することとなった資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、当該委託者が当該資産を引き続き有しているものとして、所得税法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する

改 正 後	改 正 前
<p>取得費》の規定を適用して計算した金額となる。</p> <p>④ <u>当該受益者等課税信託の信託期間中に、当該受益者等課税信託に係る信託財産に属することとなった資産の取得費は、受益者等が、当該資産を当該受益者等課税信託の受託者がその取得のために要した金額をもって取得し、引き続き有しているものとして、所得税法第38条の規定を適用して計算する。この場合において、当該資産の取得に係る信託報酬として当該受益者等課税信託の受益者等が当該受益者等課税信託の受託者に支払った金額については、同条第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。</u></p> <p>(5) <u>分離課税とされる譲渡所得に関する課税の特例等の規定の適用を受けようとする受益者等が確定申告書に添付すべき書類については、昭和55年12月26日付直所3-20ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)の28の4-53《信託の受益者における書類の添付》に準ずる。</u></p> <p>(代替資産等の取得の日)</p> <p>31・32共－5、それぞれ次に掲げる日による<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) その取得につき措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》若しくは第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(建築物の「敷地面積」の意義)</p> <p>31の2－6 <u>措置法令第20条の2第5項第1号に規定する認定建替計画に定められた新築する建築物の「敷地面積」とは、原則として、当該新築する一棟の建築物の敷地面積をいう。ただし、附属建築物がある場合には、当該敷地面積は、当該新築する主たる建築物と附属建築物との敷地の用に供される土地等の面積による。</u></p>	<p>(代替資産等の取得の日)</p> <p>31・32共－5、それぞれ次に掲げる日による<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) その取得につき措置法第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》若しくは第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>31の2－6 削 除</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(建築物の「建築面積」の意義)</p> <p>31の2-7 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の「建築面積」は、……………。</p> <p>④ ……………。</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等)</p> <p>31の2-8 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業の……………。</p> <p>④ 措置法令第20条の2第11項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……………。</p> <p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2-9 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を……………。</p> <p>④ 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を……………。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2-10 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第17号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の……………並びに同条第2項第10号及び第17号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築面積要件及び……………。</p> <p>(3) 措置法第31条の2第2項第17号イに規定する住宅の床面積要件及び……………。</p> <p>(措置法第31条の2第2項第12号の「宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-11 措置法第31条の2第2項第12号に規定する「宅地の造成」は……………。</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2-13 措置法第31条の2第2項第12号に規定する宅地の造成を行う個人……………。</p> <p>なお、措置法第31条の2第2項第13号又は第14号に掲げる土地等の譲渡……………。</p> <p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2-14 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築、同項第12号、第14号若</p>	<p>(建築物の「建築面積」の意義)</p> <p>31の2-7 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の「建築面積」は、……………。</p> <p>④ ……………。</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等)</p> <p>31の2-8 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業の……………。</p> <p>④ 措置法令第20条の2第9項第2号口に規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、……………。</p> <p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2-9 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を……………。</p> <p>④ 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を……………。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2-10 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の……………並びに同条第2項第9号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>(1) ……………。</p> <p>(2) 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築面積要件及び……………。</p> <p>(3) 措置法第31条の2第2項第16号イに規定する住宅の床面積要件及び……………。</p> <p>(措置法第31条の2第2項第11号の「宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-11 措置法第31条の2第2項第11号に規定する「宅地の造成」は……………。</p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2-13 措置法第31条の2第2項第11号に規定する宅地の造成を行う個人……………。</p> <p>なお、措置法第31条の2第2項第12号又は第13号に掲げる土地等の譲渡……………。</p> <p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2-14 措置法第31条の2第2項第9号に規定する建築物の建築又は同項第11号若しくは</p>

改 正 後	改 正 前
<p>しくは第15号に規定する宅地の造成又は同項第16号若しくは第17号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、建築物の建築、宅地の造成又は住宅若しくは・・・・・・。</p> <p>したがって、例えば、同項第17号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-15 措置法第31条の2第2項第14号又は第15号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、・・・・・・。</p> <p>④・・・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第16号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同号の規定の適用はない。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2-16 措置法第31条の2第2項第12号イ、第14号イ又は第15号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p> <p>(3)・・・・・・。</p> <p>(4)・・・・・・。</p> <p>(「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義)</p> <p>31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第12号又は第15号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・。</p> <p>(区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合)</p> <p>31の2-18・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第12号又は第15号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・。</p> <p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)</p> <p>31の2-19 措置法第31条の2第2項第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」</p>	<p>第13号若しくは第14号に規定する宅地の造成又は同項第15号若しくは第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、建築物の建築又は宅地の造成又は住宅若しくは・・・・・・。</p> <p>したがって、例えば、同項第16号に規定する住宅又は中高層の耐火共同住宅・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-15 措置法第31条の2第2項第13号又は同項第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、・・・・・・。</p> <p>④・・・・・・、当該造成された住宅地に措置法第31条の2第2項第15号に規定する「一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅」が建設される場合であっても、同項第15号の規定の適用はない。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2-16 措置法第31条の2第2項第11号イ、同項第13号イ又は同項第14号イに規定する「一団の宅地の面積」の判定は、・・・・・・。</p> <p>(1)・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p> <p>(3)・・・・・・。</p> <p>(4)・・・・・・。</p> <p>(「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義)</p> <p>31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第11号又は同項第14号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、・・・・・・。</p> <p>(区画整理促進機構の証明の日前に土地等を譲渡した場合)</p> <p>31の2-18・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第11号又は同項第14号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・。</p> <p>(「住宅又は中高層の耐火共同住宅」の建設を行う者)</p> <p>31の2-19 措置法第31条の2第2項第15号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は、・・・・・・が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られる<u>こと</u>に留意する。</p> <p>（「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定） 31の2-20 措置法第31条の2第2項第16号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分（・・・・・・。）が15以上」又は・・・・・・。</p> <p>（換地処分後の土地等の譲渡） 31の2-21 ・・・・・・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第17号に規定する住宅又は・・・・・・。</p> <p>（住宅の床面積等） 31の2-22 措置法第31条の2第2項第17号に規定する住宅又は・・・・・・。 (1) 措置法令第20条の2第22項に定める住宅の床面積及び・・・・・・。 イ・・・・・・。 ロ・・・・・・。 ハ・・・・・・。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第20項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・・・。</p> <p>（併用住宅の場合） 31の2-23 ・・・・・・、措置法第31条の2第2項第17号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第22項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・。</p> <p>（床面積の意義） 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2第20項、同条第22項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・・・。</p> <p>（土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡） 31の2-25 ・・・・・・。 (1)・・・・・・。</p>	<p>は、・・・・・・が建設した住宅又は中高層の耐火共同住宅に限られる<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>（「住居の用途に供する独立部分」及び「床面積」の判定） 31の2-20 措置法第31条の2第2項第15号ロに規定する「中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分（・・・・・・。）が15以上」又は・・・・・・。</p> <p>（換地処分後の土地等の譲渡） 31の2-21 ・・・・・・、当該換地処分により取得した土地等をその取得の日から当該期間の末日までの間に措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は・・・・・・。</p> <p>（住宅の床面積等） 31の2-22 措置法第31条の2第2項第16号に規定する住宅又は・・・・・・。 (1) 措置法令第20条の2第20項に定める住宅の床面積及び・・・・・・。 イ・・・・・・。 ロ・・・・・・。 ハ・・・・・・。 (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部が措置法令第20条の2第18項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・・・。</p> <p>（併用住宅の場合） 31の2-23 ・・・・・・、措置法第31条の2第2項第16号に規定する「住宅」に該当するものとする。したがって、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第20項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・。</p> <p>（床面積の意義） 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2第18項、同条第20項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・・・。</p> <p>（土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡） 31の2-25 ・・・・・・。 (1)・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 同項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者</p> <p>(3) 同項第12号、第14号又は第15号に規定する個人又は法人</p> <p>(4) 同項第16号に規定する個人又は法人</p> <p>〔「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定〕</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2第23項から第25項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第12号若しくは第13号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第14号若しくは第15号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第16号若しくは第17号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行う<u>こと</u>に留意する。したがって、.。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第23項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、建設される一棟の中高層の耐火共同住宅により行う<u>こと</u>に留意する。</p> <p>㊦ 措置法令第20条の2第24項又は第25項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、.、その全部が措置法第31条の2第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.。</p> <p>〔確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類〕</p> <p>31の2-29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第12号から第17号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、.、措置法規則第13条の3第1項第12号から第17号までに掲げる書類。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>〔固定資産の交換の特例等との関係〕</p>	<p>(2) 第9号に規定する建築物の建築をする事業を行う者</p> <p>(3) 同項第11号、第13号又は第14号に規定する個人又は法人</p> <p>(4) 同項第15号に規定する個人又は法人</p> <p>〔「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定〕</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2第21項から第23項までの規定により確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間を判定する場合は、措置法第31条の2第2項第11号若しくは第12号に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、同項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第10項第2号の規定により税務署長に提出した事業概要書等により行う<u>のであるから</u>留意する。したがって、.。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第21項第5号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、建設される一棟の中高層の耐火共同住宅により行う<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>㊦ 措置法令第20条の2第22項又は第23項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、.、その全部が措置法第31条の2第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、.。</p> <p>〔確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類〕</p> <p>31の2-29、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第11号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、.、措置法規則第13条の3第1項第11号から第16号までに掲げる書類。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>〔固定資産の交換の特例等との関係〕</p>

改正後	改正前
<p>31の3-1から第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》まで、<u>第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、</u>.。</p> <p>① 1 2</p> <p>(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)</p> <p>31の3-6</p> <p>(1) (2) (3)、既に措置法第31条の3、第35条、第36条の2、第36条の5、第41条の5又は第41条の5の2の規定の適用を受けていないこと。 (4)</p> <p>① 1 2 (1) (2) (3)</p> <p>(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)</p> <p>31の3-27 措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡をし、第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに第36条の2第1項に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特例を受けられないこととなった場合には、その者が当該譲渡の日の属する年の翌々年4月30日までに第36条の3第2項の規定による修正申告書の提出をするときに限り、.。</p>	<p>31の3-1から第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》まで、<u>第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、</u>.。</p> <p>① 1 2</p> <p>(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)</p> <p>31の3-6</p> <p>(1) (2) (3)、既に措置法第31条の3、第35条、第36条の2、<u>第36条の5、第36条の6、</u>第41条の5又は第41条の5の2の規定の適用を受けていないこと。 (4)</p> <p>① 1 2 (1) (2) (3)</p> <p>(買換資産を取得できなかった場合の軽減税率の適用)</p> <p>31の3-27 措置法第36条の2第1項又は第36条の6第1項に規定する譲渡資産の譲渡をし、<u>第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定又は第36条の6第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに第36条の2第1項又は第36条の6第1項に規定する買換資産を取得できなかったためこれらの規定による特例を受けられないこととなった場合には、その者が当該譲渡の日の属する年の翌々年4月30日までに第36条の3第2項(第36条の6第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定による修正申告の提出をするときに限り、.。</p>

措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係

(土地類似株式等の判定の時期)

32-2 その譲渡した株式等(措置法第32条第2項に規定する株式等をいう。以下32-5までにおいて同じ。)が措置法令第21条第3項各号に掲げる株式等(32-4において「土地類似株式等」という。)に該当するかどうかは、……。この場合において、同一年中に同一発行人の株式等の譲渡が2回以上行われており、……。当該譲渡に係る株式等が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行人の株式等は、……。

(総資産の価額の算定が困難な場合の簡便計算)

32-3 譲渡した株式等に係る発行人の措置法令第21条第3項各号に規定する……。
(算式)

$$\frac{\text{当該株式等の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式等の数}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数}}{\text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金の額を含む。)}}$$

(譲渡直前に借入等を行った場合の土地類似株式等の判定)

32-4 譲渡した株式等が措置法令第21条第3項各号に規定する株式等に該当するかどうかを判定する場合において、当該株式等の発行人の有する借入金等の……。

(募集株式の割当て等があった場合における譲渡株式数の割合)

32-5 募集株式の割当て等により株式等の発行人の発行済株式等の総数又は総額に異動があった場合において、措置法令第21条第4項第2号に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式等の数が……。それぞれ当該株式等を譲渡した時(当該譲渡した時が募集株式の割当てに係る株式等の割当ての基準となった日以後当該募集株式の割当てに係る株式等の発行前であるときは、当該割当てに係る株式等の発行直後)における当該発行人の発行済株式等の総数又は総額のうち当該譲渡をした株式等の数又は……。

措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係

(土地類似株式等の判定の時期)

32-2 その譲渡した株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第21項に規定する投資口をいう。))を含む。以下32-5までにおいて同じ。)又は特定信託の受益権が措置法令第21条第3項各号に掲げる株式又は特定信託の受益権に該当するかどうかは、……。この場合において、同一年中に同一発行人の株式の譲渡が2回以上行われており、……。当該譲渡に係る株式が当該各号に該当するときは、当該同一年中に譲渡した当該同一発行人の株式は、……。

(総資産の価額の算定が困難な場合の簡便計算)

32-3 譲渡した株式に係る発行人の措置法令第21条第3項各号に規定する……。
(算式)

$$\frac{\text{当該株式の譲渡対価の額}}{\text{譲渡株式の数}} \times \frac{\text{発行人の発行済株式等の総数}}{\text{発行法人が有する負債の金額(退職給与引当金及び賞与引当金の額を含む。)}}$$

(譲渡直前に借入等を行った場合の土地類似株式等の判定)

32-4 譲渡した株式が措置法令第21条第3項各号に規定する株式に該当するかどうかを判定する場合において、当該株式の発行人の有する借入金等の……。

(募集株式の割当て等があった場合における譲渡株式数の割合)

32-5 募集株式の割当て等により株式の発行人の発行済株式等の総数又は総額に異動があった場合において、措置法令第21条第4項第1号に規定する特殊関係株主等の譲渡した株式の数が……。それぞれ当該株式を譲渡した時(当該譲渡した時が募集株式の割当てに係る株式の割当ての基準となった日以後当該募集株式の割当てに係る株式の発行前であるときは、当該割当てに係る株式の発行直後)における当該発行人の発行済株式等の総数又は総額のうち当該譲渡をした株式の数又は……。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p><u>(受益者等課税信託の信託財産に属する資産について収用交換等があった場合の「買取り等の申出のあった日」等)</u></p> <p>33の4-1の2 受益者等課税信託の信託財産に属する資産について収用交換等があった場合における措置法第33条の4の規定の適用に関しては次の点に留意する。</p> <p>(1) 同条第3項第1号に規定する「最初に当該申出のあった日」とは、受益者等課税信託の受託者が、同号に規定する公共事業施行者から当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産につき、最初を買取り等の申出を受けた日をいう。</p> <p>(2) 同項第2号に規定する「一の収用交換等に係る事業につき第1項に規定する資産の収用交換等による譲渡が二以上あった場合」に該当するかどうかは、受益者等が有する受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡とそれ以外の資産の譲渡とを通じて判定する。</p> <p>(3) 収用交換等による譲渡の時における受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡をした受益者等が、当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産につき最初を買取り等の申出を受けた時における当該受益者等課税信託の受益者等以外の者（当該申出を受けた時における受益者等の死亡によりその者から当該受益者等課税信託の受益者等としての権利を取得した者を除く。）である場合には、同項第3号の規定に該当することとなる。</p>	<p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(新 設)</p>
<p>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p><u>(受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られた場合)</u></p> <p>34-4の2 受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定土地区画整理事業等のために買い取られた場合において、措置法第34条第3項に規定する「一の事業で前項各号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当するかどうかは、受益者等が有する受益者等課税信託の信託財産に属する土地等の譲渡とそれ以外の土地等の譲渡とを通じて判定することに留意する。</p>	<p>措置法第34条《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係)</p> <p>34の2-19 措置法第34条の2第2項第1号、第7号から第11号までの規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合、同法第34条の2第2項第4号若しくは第6号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項各号に掲げる場合にも該当する場合及び同法第34条の2第2項第23号の規定に該当する買取りが行われた場合において当該買取りが同法第34条第2項第4号に掲げる場合にも該当する場合には、これらの買取りについては同条第1項の規定が適用され、同法第34条の2第1項の規定の適用はないこととされていることから、これらに該当する買取りが一の事業のために2以上の年にわたって行われた場合においては、最初の年の譲渡以外の譲渡については、同法第34条第1項のみならず同法第34条の2第1項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p><u>（受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合）</u></p> <p>34の2-22の2 受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合において、措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業で前項第1号から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号又は第22号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当するかどうかは、受益者等が有する受益者等課税信託の信託財産に属する土地等の譲渡とそれ以外の土地等の譲渡とを通じて判定することに留意する。</p> <p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1から第33条の4《取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》まで、第36</p>	<p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(2以上の年に譲渡している場合の措置法第34条との適用関係)</p> <p>34の2-19 措置法第34条の2第2項第1号、第4号、第6号から第9号までの規定に該当する買取りが行われた場合において、当該買取りが同法第34条第2項第1号に掲げる場合にも該当する場合には、当該買取りについては同条第1項の規定が適用され、同法第34条の2第1項の規定の適用はないこととされていることから、これに該当する買取りが一の事業のために2以上の年にわたって行われた場合においては、最初の年の譲渡以外の譲渡については、同法第34条第1項のみならず同法第34条の2第1項の規定の適用もないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(固定資産の交換の特例等との関係)</p> <p>35-1から第33条の4《取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》まで、第36</p>

改正後	改正前
<p>条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、…………。</p> <p>④1 ……………。 2 ……………。</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p>条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》、…………。</p> <p>④1 ……………。 2 ……………。</p> <p>措置法第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（措置法第36条の2第1項第3号に掲げる資産）</p> <p>36の2-1 措置法第36条の2第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利（以下36の2-28までにおいて「土地等」という。）でその年の1月1日において所有期間（措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の2-25までにおいて同じ。）が10年を超えるもの（当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは祖母（以下36の2-27までにおいて「父等」という。）が居住の用に供していた家屋又は土地等でこれらの者から相続又は遺贈により取得したものとして措置法令第24条の2第1項各号に掲げるものに限る。）を譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいうのであるから留意する。</p> <p>④1 措置法第36条の2第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ措置法第36条の2第1項の規定を適用することはできない。</p> <p>2 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいずれか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるとき又はそのいずれか一方が父等から相続又は遺贈により取得したもの（措置法令第24条の2第1項第2号から第4号に掲げる家屋及び土地等を含む。）であるときは、当該家屋及び土地等は措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得については、同項の規定を適用することはできない。</p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>(居住用土地等のみの譲渡)</p> <p>36の2-2 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋を取り壊し、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(当該家屋及び当該土地等のいずれも措置法令第24条の2第1項に該当するものに限る。)を譲渡した場合(その取壊し後、当該土地等の上にその土地等の所有者が建物等を建設し、当該建物等とともに譲渡する場合を除く。)において、当該譲渡した土地等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該土地等は措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産(以下36の3-2までにおいて「譲渡資産」という。)に該当するものとして取り扱う。</p> <p>ただし、その居住の用に供している家屋の敷地の用に供されている土地等のみの譲渡であっても、その家屋を引き家して当該土地等を譲渡する場合の当該土地等は、同項に規定する譲渡資産に該当しない。</p> <p>(1) 当該土地等は、当該家屋が取り壊された日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えるものであること。</p> <p>(2) 当該土地等は、当該土地等の譲渡に関する契約が当該家屋を取り壊した日から1年以内に締結され、かつ、当該家屋をその居住の用に供さなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したものであること。</p> <p>(3) 当該土地等は、当該家屋を取り壊した後譲渡に関する契約を締結した日まで、貸付けその他の用に供していないものであること。</p> <p>④ その取壊しの日の属する年の1月1日において所有期間が10年を超えない家屋の敷地の用に供されていた土地等については、措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。</p>
(廃止)	<p>(「父等」の範囲)</p> <p>36の2-3 措置法第36条の2第1項に規定する「当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」には、養親及び養親の父母は含まれるが、姻族である当該個人の配偶者の父母及び祖父母はこれには含まれないのであるから留意する。</p>
(廃止)	<p>(当該個人の父等が居住の用に供していた家屋又は土地等でこれらの者から相続又は遺贈により取得したもの)</p> <p>36の2-4 措置法第36条の2第1項に規定する「当該個人の父若しくは母又は祖父若しくは</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>祖母が居住の用に供していた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利でこれらの者から相続又は遺贈により取得したもの」とは、当該家屋又は土地等の所有者である当該個人の父等が当該相続開始の時まで居住の用に供していた当該家屋又は土地等をこれらの者から相続又は遺贈により取得したものであることをいうのであるから留意する。したがって、例えば、家屋は父から相続により取得し、土地等は祖父から遺贈により取得した場合については、父及び祖父が当該家屋をそれぞれの相続開始の時まで居住の用に供していたものである場合に限り、これに該当する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(父等が居住の用に供していた家屋又は土地等)</u> <u>36の2-5</u> 父等から相続又は遺贈により取得した家屋又は土地等が、父等が当該相続開始の時まで居住の用に供していたものに該当するかどうかの判定については、31の3-2及び31の3-6に準じて取り扱うものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>(相続又は遺贈により取得したものとされる建替え後の家屋等の取得時期)</u> <u>36の2-6</u> 相続又は遺贈により取得した家屋(父等から相続又は遺贈により取得した家屋で、当該相続開始の時まで父等が居住の用に供していたものをいう。以下36の2-13までにおいて同じ。)について、当該取得後、家屋の建替え(家屋を取り壊し、若しくは除却した場合又は家屋が滅失した場合において、遅滞なく当該家屋の敷地の用に供されていた土地の上に家屋を再建築することをいう。以下36の2-14までにおいて同じ。)があった場合において、措置法令第24条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事由により建築された家屋及び当該家屋の建築により取得した土地の上に存する権利は父等から相続又は遺贈により取得したものとされるのであるが、当該建替え後の家屋及び当該取得した土地の上に存する権利について、措置法第31条第2項に規定する所有期間を判定する場合における同項に規定する「その取得をした日」は、当該個人がこれらの資産を実際に取得した日となるのであるから留意する。 <small>(注)</small> 「当該家屋の建築により取得した土地の上に存する権利」とは、父等から相続又は遺贈により取得した借地権が消滅した場合において、措置法令第24条の2第1項第2号に掲げる事由による家屋の建築により設定された新たな借地権をいう。</p>
(廃 止)	<p><u>(家屋の建替え工事中に相続開始があった場合等の取扱い)</u> <u>36の2-7</u> 家屋の建替えのために父等の居住の用に供されていた家屋の取り壊し(当該家屋が滅失した場合を含む。以下この項において同じ。)をした後、当該建替え後の家屋の完成前</p>

改正後	改正前
	<p>に父等の相続開始があった場合において、当該個人が当該取り壊しをした家屋の敷地の用に供されていた土地等の上に遅滞なく建築した家屋は、措置法令第24条の2第1項第1号に規定する家屋に該当するものとして取り扱う。同項第4号に掲げる事業のために父等の居住の用に供されていた家屋の取り壊し又は除却があった後、当該事業の施行による換地処分又は権利変換（以下36の2-12までにおいて「換地処分等」という。）前に父等の相続開始があった場合において、当該個人が当該換地処分等により取得した家屋（措置法規則第18条の3第1項に定めるものを含む。）についても同様とする。</p>
(廃止)	<p><u>(相続又は遺贈により取得した者以外の者が建て替えた家屋)</u> 36の2-8 相続又は遺贈により取得した家屋の建替えがあった場合において、その建替え後の家屋が措置法令第24条の2第1項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとされるのは、当該家屋を相続又は遺贈により取得した者が建築した家屋（当該家屋が相続又は遺贈により取得した者とその他の者とが共有する場合には、当該相続又は遺贈により取得した者の共有持分割合に相当する部分に限る。）に限られ、その他の者が建築した家屋は同号に規定する家屋には該当しないのであるから留意する。</p>
(廃止)	<p><u>(家屋の建替えに際して買増した土地の上に建築した家屋)</u> 36の2-9 相続又は遺贈により取得した家屋の建替えに際して買増した土地（土地の上に存する権利の取得を含む。以下この項において同じ。）の上に家屋を建築した場合において、その買増した土地と従前の家屋の敷地の用に供されていた土地とがともに当該建替え後の家屋の敷地として利用されているものである場合に限り、当該建替え後の家屋は、措置法令第24条の2第1項第2号に規定する家屋に該当するものとして取り扱う。 <small>(注) この場合において、当該買増した土地は相続又は遺贈により取得したものとはならないことに留意する。</small></p>
(廃止)	<p><u>(相続又は遺贈により取得した家屋につき増築があった場合)</u> 36の2-10 相続又は遺贈により取得した家屋につき、当該取得後に増築があった場合には、当該増築部分は相続又は遺贈により取得したものに含めて取り扱う。</p>
(廃止)	<p><u>(居住期間の判定)</u> 36の2-11 措置法第36条の2第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供してい</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>る家屋」の居住期間（当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令第24条の2第5項に規定する期間をいう。以下36の2-27までにおいて同じ。）が30年以上であるものかどうかは、次により判定する。</u></p> <p>(1) <u>当該個人が、相続又は遺贈により取得した家屋の存する場所に居住していなかった期間がある場合には、居住していなかった期間を除きその前後の居住していた期間を合計する。</u></p> <p>(2) <u>居住期間に該当するかどうかの判定については、31の3-2及び31の3-6に準じて取り扱う。ただし、当該個人が相続又は遺贈により取得した家屋をその生計を一にする親族が引き続き居住の用に供している場合において、次に掲げる要件のすべてを満たしているときは、被相続人に相続が開始した日から次のロ又はハの要件に該当しないこととなった日までの期間は、居住期間に含めて取り扱う。</u></p> <p>イ <u>当該家屋は、相続又は遺贈により取得した個人が居住の用に供していた家屋であること。</u></p> <p>ロ <u>当該家屋は、被相続人に相続が開始した日以後引き続き当該個人と生計を一にする親族の居住の用に供している家屋であること。</u></p> <p>ハ <u>当該個人の31の3-2に定めるその居住の用に供している家屋は、被相続人に相続が開始した日以後引き続き当該個人の所有する家屋でないこと。</u></p> <p>註1 <u>居住期間が30年以上であるかどうかは譲渡資産の譲渡の日で判定するのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>(2)のただし書きは居住期間の判定を行う場合の取扱いであり、生計を一にする親族の居住の用に供している家屋が当該個人の居住用財産に該当するかどうかは、31の3-6によることに留意する。</u></p> <p>(父等の所有期間中に換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)</p> <p>36の2-12 <u>相続又は遺贈により取得した家屋の敷地の用に供されている土地等が父等の相続開始前において、措置法令第24条の2第1項第4号に掲げる事業の施行による換地処分等によって父等が取得したものである場合（36の2-7により同項第1号に規定する家屋に該当するものとして取り扱われる場合のその敷地の用に供されている土地等を含む。）には、当該個人が当該換地処分等に係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含めて取り扱う。</u></p>

改正後	改正前
(廃止)	<p>(借家であったものを父等が取得した場合の居住期間)</p> <p>36の2-13 相続又は遺贈により取得した家屋が、父等の相続開始前において、父等以外の者が所有する家屋であったときがある場合であっても、当該個人が当該家屋に居住していた期間は、居住期間に含まれるのであるから留意する。</p>
(廃止)	<p>(家屋の建替え期間中等の居住期間の取扱い)</p> <p>36の2-14 家屋の建替え又は措置法令第24条の2第1項第2号若しくは第4号に掲げる事業のために、一時的に他の場所で起居していた期間は、居住期間に含めて差し支えないものとする。</p>
(廃止)	<p>(低額譲渡等)</p> <p>36の2-15 譲渡資産の譲渡が所得税法第59条第1項第2号《法人に対する低額譲渡》に掲げる譲渡に該当するものである場合又は買換資産（措置法第36条の2第1項に規定する買換資産をいう。以下36の3-2までにおいて同じ。）の取得が相続税法第7条本文《低額譲受》の規定に該当するものである場合における措置法第36条の2第1項の規定の適用については、次によるものとする。</p> <p>(1) 譲渡資産のうち、当該譲渡の日における当該資産の価額から当該譲渡の対価の額を控除した金額に相当する部分については、贈与による譲渡があったものとし、当該贈与による譲渡があったものとする部分の金額は、措置法第36条の2第1項に規定する「譲渡資産の譲渡による収入金額」に含まれないものとする。この場合において、当該贈与による譲渡があったものとする部分以外の部分の取得費は、その譲渡資産の取得費に当該譲渡の対価の額が当該譲渡資産の当該譲渡の日における価額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(2) 買換資産のうち、当該取得の日における当該資産の価額から当該取得の対価の額を控除した金額に相当する部分については贈与による取得があったものとし、当該贈与による取得があったものとする部分の金額は買換資産の取得価額に含まないものとする。</p>
(廃止)	<p>(店舗兼住宅等の居住部分の判定)</p> <p>36の2-16 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等の中にその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第9項第1号に規定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3-7に準じて取り扱うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p>る。</p> <p>なお、これにより計算したその居住の用に供する部分の面積が当該家屋又は当該敷地の用に供する土地等の面積のおおむね90%以上となるときは、31の3-8に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>(居住用家屋の敷地の判定)</p> <p>36の2-17 その者の取得する土地等が措置法第36条の2第1項に規定する「当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利」に該当するかどうかの判定については、31の3-12に準じて取り扱うものとする。</p>
(廃 止)	<p>(買換資産を一括取得した場合の取得価額の区分)</p> <p>36の2-18 買換資産に該当する家屋と土地等を一の契約により取得した場合における当該家屋及び土地等のそれぞれの措置法第36条の2第1項に規定する取得価額については、次によるものとする。</p> <p>(1) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されており、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該契約により明らかにされている価額による。</p> <p>(2) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されていない場合であっても、例えば、当該家屋及び土地等が建設業者から取得したものであってその建設業者の帳簿書類に当該家屋及び土地等のそれぞれの価額が区分して記載されている等当該家屋及び土地等のそれぞれの価額がその取得先等において確認され、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該確認された価額によることができる。</p> <p>(3) (1)及び(2)によりがたいときは、当該一括して取得した家屋及び土地等の当該取得の時のにおける価額の比によりあん分して計算した金額を、それぞれ当該家屋及び土地等の取得価額とする。</p>
(廃 止)	<p>(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合)</p> <p>36の2-19 土地を他人に使用させていた者が、立退料等を支払ってその借地人から貸地の返還を受けた場合には、当該土地の借地権等に相当する部分の取得があったものとし、当該支払った金額(その金額のうちその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあ</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)</u></p> <p>36の2-22 措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、買換資産に該当する家屋（いわゆる建売住宅のように家屋とともにその敷地の用に供する土地等の譲渡がある場合の当該土地等を含む。以下この項において同じ。）を買換資産の取得期間内に取得できなかった場合であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該家屋は買換資産の取得期間内に取得されていたものとして取り扱う。</p> <p>(1) 買換資産に該当する家屋を買換資産の取得期間内に取得する契約を締結していたにもかかわらず、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該契約に係る家屋を当該期間内に取得できなかったこと。</p> <p>(2) 買換資産に該当する家屋を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得し、かつ、同日までに当該取得した家屋をその者の居住の用に供していること。</p> <p>④ 買換資産の取得の日については、所得税基本通達33-9《資産の取得の日》に定めるところにより判定するのであるが、次に掲げる資産は、それぞれ次に掲げる日以後において取得することになるのであるから留意する。</p> <p>(1) 他から取得する家屋で、その取得に関する契約時において建設が完了していないもの 当該建設が完了した日</p> <p>(2) 他から取得する家屋又は土地等で、その取得に関する契約時において当該契約に係る譲渡者がまだ取得していないもの（(1)に掲げる家屋を除く。） 当該譲渡者が取得した日</p>
(廃 止)	<p><u>(買換資産を当該個人の居住の用に供したことの意義)</u></p> <p>36の2-23 買換資産を当該個人の居住の用に供したかどうかについては、31の3-2に準じて判定することとして取り扱う。</p> <p>この場合において、買換資産である土地等については、当該土地等の上にあるその者の有する家屋をその者が居住の用に供したときに、当該個人の居住の用に供したことになることに留意する。</p> <p>④ 買換資産がその者の居住の用に供されていないときは、たとえその者の譲渡した資産が36の2-28において準用する31の3-6により譲渡資産に該当することになる場合であっても、その譲渡につき措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。</p>
(廃 止)	<u>(仮換地の指定されている土地等の判定)</u>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>36の2-24 <u>土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業の施行地区内にある土地等を買換資産として取得した場合において当該土地等につき仮換地の指定があったとき又はこれらの事業の施行地区内にある土地等で仮換地の指定されているものを買換資産として取得した場合において、当該取得した土地等を措置法第36条の2第1項に規定する当該個人の居住の用に供したかどうかは、当該取得した土地等に係る仮換地を当該居住の用に供したかどうかにより判定することとして取り扱う。</u></p> <p>(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)</p> <p>36の2-25 <u>措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋（以下この項及び次項において「譲渡家屋」という。）の所有者以外の者が当該譲渡家屋の敷地の用に供されている土地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの（以下この項において「譲渡敷地」という。）の全部又は一部を有している場合（譲渡家屋及び譲渡敷地のいずれも措置法令第24条の2第1項に該当する場合に限る。）において、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、これらの者がともに措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条の2第1項に規定する譲渡をしていること。</u></p> <p>イ <u>譲渡敷地の所有者の譲渡家屋における居住期間が30年以上であること。</u></p> <p>ロ <u>譲渡敷地は、譲渡家屋とともに譲渡されているものであること。</u></p> <p>ハ <u>譲渡家屋は、その譲渡の時において当該家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供している家屋（当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなった時の直前においてこれらの者がその居住の用に供していた家屋）であること。</u></p> <p>(2) <u>譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条の2第1項に規定する取得をしていること。</u></p> <p>イ <u>これらの者が取得した資産は、その居住の用に供する一の家屋又は当該家屋とともに取得した当該家屋の敷地の用に供する一の土地等で国内にあるものであること。</u></p> <p>ロ <u>イの家屋又は土地等は、これらの者のそれぞれが、おおむねその者の(1)に掲げる譲渡</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p>に係る譲渡収入金額（当該家屋の取得価額又は当該家屋及び土地等の取得価額の合計額が譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡収入金額の合計額を超える場合にあっては、それぞれの者に係る譲渡収入金額に当該超える金額のうちその者が支出した額を加算した金額）の割合に応じて、その全部又は一部を取得しているものであること。</p> <p>ハ 当該取得した家屋又は土地等は、買換資産の取得期間内に取得されているものであること。</p> <p>ニ 当該取得した家屋は、買換資産をその居住の用に供すべき期間（措置法第36条の2第1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項に該当する場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日）までの期間をいう。以下36の2-26までにおいて同じ。）内に、譲渡家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供しているものであること。</p> <p>(3) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者とは、譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡の時（当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなった時）から買換資産をその居住の用に供すべき期間を経過するまでの間、親族関係を有し、かつ、生計を一にしていること。</p> <p>④ 1 この取扱いは、譲渡家屋の所有者が当該家屋（譲渡敷地のうちその者が有している部分を含む。）の譲渡につき措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けない場合（当該譲渡に係る長期譲渡所得がない場合を除く。）には、譲渡敷地の所有者について適用することはできない。</p> <p>2 この取扱いにより、譲渡敷地の所有者が当該敷地の譲渡につき措置法第36条の2第1項の規定の適用を受ける場合には、譲渡家屋の所有者に係る当該家屋の譲渡について措置法第41条の5第1項又は第41条の5の2第1項の規定の適用を受けることはできない。</p> <p>〔借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い〕</p> <p>36の2-25の2 譲渡家屋の所有者が、当該家屋の敷地である借地権等の設定されている土地でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの（以下この項において「居住用底地」という。）の全部又は一部を所有している場合において、当該家屋を取り壊し当該居住用底地を譲渡したときの措置法第36条の2の規定の適用については36の2-2に準じて取り扱うこととし、当該居住用底地が当該家屋とともに譲渡されているときは、当該家</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p> <p>措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(措置法第36条の2第1項第3号に掲げる資産)</p> <p>36の2-1 措置法第36条の2第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下36の2-23までにおいて「土地等」という。）でその年の1月1日において所有期間（措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の2-20までにおいて同じ。）が10</p>	<p>31日までにその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合において納付すべきこととなる当該譲渡資産の譲渡に係る所得税の額（(1)又は(2)により納付すべきこととなる所得税の額を除く。） 当該譲渡の日の属する年の翌々年12月31日</p> <p>(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)</p> <p>36の3-2 措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした後、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあつては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日。以下この項において同じ。）まで当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合においても、その供しないこと又は供しなくなったことについて次に掲げる事情があるときは、措置法第36条の3第1項又は第2項に規定する「買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合」には該当しないものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(1) 当該買換資産について、措置法第33条の4第1項に規定する取用交換等に該当する譲渡をすることとなったこと。</p> <p>(2) 当該買換資産が災害により滅失又は損壊したこと。</p> <p>(3) 当該買換資産の取得をした者について海外勤務その他これに類する事情が生じたこと。</p> <p>(4) 当該買換資産の取得をした者が死亡したこと（当該買換資産を相続により取得した者がその取得後譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその居住の用に供しないことにつきやむを得ない事情がある場合に限る。）</p> <p>措置法第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(措置法第36条の6第1項第3号に掲げる資産)</p> <p>36の6-1 措置法第36条の6第1項第3号に規定する「前2号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利」とは、同項第1号又は第2号に掲げる家屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利（以下36の6-12までにおいて「土地等」という。）でその年の1月1日において所有期間（措置法第31条第2項に規定する所有期間をいう。以下36の6-10までにおいて同じ。）が10</p>

改 正 後	改 正 前
<p>年を超えるものを譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいう<u>こと</u>に留意する。</p> <p>⑥ 1 措置法第36条の2第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ同条第1項の規定を適用することはできない。</p> <p>2 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいずれか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるときは、当該家屋及び土地等は同条第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得については、同項の規定を適用することはできない。</p> <p>(居住期間の判定)</p> <p>36の2-2 措置法第36条の2第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供している家屋」の居住期間（当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令第24条の2第6項に規定する期間をいう。以下36の2-22までにおいて同じ。）が10年以上であるものかどうかは、次により判定する。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)</p> <p>36の2-3 譲渡した土地等が、<u>土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業若しくは密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業による換地処分又は権利変換（以下この項において「換地処分等」という。）</u>によって取得したものである場合において、当該個人が当該換地処分等に係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含まれない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(借家であったものを取得した場合の居住期間)</p> <p>36の2-4 ……、居住期間に含まれる<u>こと</u>に留意する。</p>	<p>年を超えるものを譲渡した場合の当該家屋及び敷地の用に供されている土地等をいう<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>⑥ 1 措置法第36条の6第1項第3号に該当する家屋及び土地等の譲渡があった場合において、そのいずれか一方の資産に係る譲渡所得についてのみ措置法第36条の6第1項の規定を適用することはできない。</p> <p>2 措置法第36条の6第1項第1号又は第2号に規定する家屋とともに当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡があった場合において、当該家屋又は当該土地等のいずれか一方のその年1月1日における所有期間が10年以下であるときは、当該家屋及び土地等は措置法第36条の6第1項に規定する譲渡資産に該当しないので、その譲渡所得については、同項の規定を適用することはできない。</p> <p>(居住期間の判定)</p> <p>36の6-2 措置法第36条の6第1項第1号に規定する「当該個人がその居住の用に供している家屋」の居住期間（当該個人がその居住の用に供している期間として措置法令第24条の5第4項に規定する期間をいう。以下36の6-11までにおいて同じ。）が10年以上であるものかどうかは、次により判定する。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(換地処分等があった場合の居住期間の取扱い)</p> <p>36の6-3 譲渡した土地等が措置法令第24条の2第1項第4号に掲げる事業の施行による換地処分等によって取得したものである場合において、当該個人が当該換地処分等に係る従前の家屋の存した場所に居住していた期間は、居住期間に含まれない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(借家であったものを取得した場合の居住期間)</p> <p>36の6-4 ……、居住期間に含まれる<u>のであるから</u>留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(家屋の建替え期間中の居住期間の取扱い) 36の2-5。</p> <p>(低額譲渡等) 36の2-6 譲渡資産の譲渡が所得税法第59条第1項第2号に掲げる譲渡に該当するものである場合又は買換資産(措置法第36条の2第1項に規定する買換資産をいう。以下36の3-2までにおいて同じ。)の取得が相続税法第7条本文《贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合》の規定に該当するものである場合における措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、次によるものとする。</p> <p>(1) 譲渡資産のうち、当該譲渡の日における当該資産の価額から当該譲渡の対価の額を控除した金額に相当する部分については、贈与による譲渡があったものとし、当該贈与による譲渡があったものとする部分の金額は、措置法第36条の2第1項に規定する「譲渡資産の譲渡による収入金額」に含まないものとする。この場合において、当該贈与による譲渡があったものとする部分以外の部分の取得費は、その譲渡資産の取得費に当該譲渡の対価の額が当該譲渡資産の当該譲渡の日における価額のうち占める割合を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(2) 買換資産のうち、当該取得の日における当該資産の価額から当該取得の対価の額を控除した金額に相当する部分については贈与による取得があったものとし、当該贈与による取得があったものとする部分の金額は買換資産の取得価額に含まないものとする。</p> <p>(店舗兼住宅等の居住部分の判定) 36の2-7 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合における措置法令第24条の2第10項第1号に規定するその居住の用に供する部分の判定については、31の3-7に準じて取り扱うものとする。</p> <p>なお、これにより計算したその居住の用に供する部分の面積が当該家屋又は当該敷地の用に供する土地等の面積のおおむね90%以上となるときは、31の3-8に準じて取り扱って差し支えない。</p> <p>(居住用家屋の敷地の判定) 36の2-8 その者の取得する土地等が措置法第36条の2第1項に規定する「当該家屋の敷地</p>	<p>(家屋の建替え期間中の居住期間の取扱い) 36の6-5。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利」に該当するかどうかの判定については、31の3-12に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(買換資産を一括取得した場合の取得価額の区分)</p> <p>36の2-9 買換資産に該当する家屋と土地等を一の契約により取得した場合における当該家屋及び土地等のそれぞれの措置法第36条の2第1項に規定する取得価額については、次によるものとする。</p> <p>(1) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されており、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該契約により明らかにされている価額による。</p> <p>(2) 当該家屋及び土地等の価額が当事者間の契約において区分されていない場合であっても、例えば、当該家屋及び土地等が建設業者から取得したものであってその建設業者の帳簿書類に当該家屋及び土地等のそれぞれの価額が区分して記載されている等当該家屋及び土地等のそれぞれの価額がその取得先等において確認され、かつ、その区分された価額が当該家屋及び土地等の当該取得の時の価額としておおむね適正なものであるときは、当該確認された価額によることができる。</p> <p>(3) (1)及び(2)により難いときは、当該一括して取得した家屋及び土地等の当該取得の時ににおける価額の比によりあん分して計算した金額を、それぞれ当該家屋及び土地等の取得価額とする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(立退料等を支払って貸地の返還を受けた場合)</p> <p>36の2-10 土地を他人に使用させていた者が、立退料等を支払ってその借地人から貸地の返還を受けた場合には、当該土地の借地権等に相当する部分の取得があったものとし、当該支払った金額（その金額のうちその借地人から取得した建物、構築物等で当該土地の上にあるものの対価に相当する金額があるときは、当該金額を除く。）を当該土地の借地権等に相当する部分の取得価額として措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用することができるものとする。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(宅地の造成)</p> <p>36の2-11 その者の有する土地を居住の用に供するために地盛り、切土等して宅地の造成をした場合において、その費用の額が相当の金額に上り、実質的に新たに土地を取得したこと</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>と同様の事情があるものと認められるときは、当該造成についてはその完成の時に新たな土地の取得があったものとし、当該費用の額をその取得価額として措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(買換資産の改良、改造等)</p> <p>36の2-12 既に有する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等についてその者の居住の用に供するため改良、改造等を行った場合のその改良、改造等は、36の2-11に定めるものを除き買換資産の取得には当たらないのであるが、買換資産の取得期間(措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の12月31日(同条第2項の規定に該当する場合にあっては譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日)までの間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。)内にされた買換資産に該当する家屋又は当該家屋とともにする当該家屋の敷地の用に供する土地等の取得に伴って、買換資産の取得期間内に次に掲げる改良、改造等が行われた場合には、その改良、改造等は買換資産の取得に当たるものとして、同条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用することができるものとする。</p> <p>(1) 当該家屋又は当該土地等についてその者の居住の用に供するために改良、改造を行った場合</p> <p>(2) 当該家屋の取得に伴って次に掲げる資産(事業又は事業に準ずる不動産の貸付けの用に供されるものを除く。)の取得をした場合</p> <p>イ 車庫、物置その他の附属建物(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)又は当該建物に係る建物附属設備</p> <p>ロ 石垣、門、塀その他これらに類するもの(当該家屋の敷地内にあるものに限る。)</p> <p>(買換家屋の床面積要件及び買換土地等の面積要件の判定)</p> <p>36の2-13 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等について措置法令第24条の2第3項第1号に定める家屋の床面積要件又は・・・・・・。</p> <p>(1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上のものであるかどうかを判定する場合において、・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(買換家屋の床面積要件及び買換土地等の面積要件の判定)</p> <p>36の6-6 その者が取得をする家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地等について措置法令第24条の5第1項第1号に定める家屋の床面積要件又は・・・・・・。</p> <p>(1) その家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が280㎡(譲渡資産の譲渡が平成13年4月1日前である場合は240㎡)以下で、かつ、50㎡以上のものであるかどうかを判定する場合において、・・・・・・。</p> <p>(2)・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) ……。</p> <p>なお、……、<u>36の2-7</u>に準じて当該家屋の全部をその者の居住の用に供している部分に該当するものとして取り扱うときは、……。</p> <p>(4) ……、<u>36の2-18</u>に準じて措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用するときは、……。</p> <p>(5) ……、その面積が500㎡以下のものであっても措置法第36条の2第1項に規定する買換資産に……。</p> <p>(6) その居住の用に供する家屋の敷地の用に供する土地等に、<u>買換資産の取得期間内</u>に取得をした土地等とその他の土地等がある場合においては、……。</p>	<p>(3) ……。</p> <p>なお、……、<u>36の2-16</u>に準じて当該家屋の全部をその者の居住の用に供している部分に該当するものとして取り扱うときは、……。</p> <p>(4) ……、<u>36の2-24</u>に準じて措置法第36条の6第1項の規定を適用するときは、……。</p> <p>(5) ……、その面積が500㎡以下のものであっても措置法第36条の6第1項に規定する買換資産に……。</p> <p>(6) その居住の用に供する家屋の敷地の用に供する土地等に、<u>譲渡資産を譲渡した日の属する年の前年1月1日（当該譲渡の日が平成6年12月31日以前であるときは、平成5年4月1日）から当該譲渡した日の属する年の翌年12月31日までの間（以下この項において「買換資産の取得期間」という。）</u>に取得をした土地等とその他の土地等がある場合においては、……。</p>
<p>(7) ……、<u>36の2-19</u>により、これらの者がともに措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける旨の申告をするときは、……。</p>	<p>(7) ……、<u>36の6-9</u>により、これらの者がともに措置法第36条の6第1項の規定の適用を受ける旨の申告をするときは、……。</p>
<p>（床面積の意義）</p> <p>36の2-14 措置法令第24条の2第3項第1号に規定する家屋の「床面積」は、次による。</p>	<p>（床面積の意義）</p> <p>36の6-7 措置法令第24条の5第1項第1号に規定する家屋の「床面積」は、次による。</p>
<p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p>	<p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p>
<p>（借地権又は底地に係る面積要件の判定）</p> <p>36の2-15 借地権又は借地権の設定されている土地（底地）を取得した場合における措置法令第24条の2第3項第2号に規定する「面積」は、……。</p>	<p>（借地権又は底地に係る面積要件の判定）</p> <p>36の6-8 借地権又は借地権の設定されている土地（底地）を取得した場合における措置法令第24条の5第1項第2号に規定する「面積」は、……。</p>
<p>（やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合）</p> <p>36の2-16 措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、<u>買換資産に該当する家屋（いわゆる建売住宅のように家屋とともにその敷地の用に供する土地等の譲渡がある場合の当該土地等を含む。以下この項において同じ。）を買換資産の取得期間内に取得できなかった場合であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該家屋は買換資産の取得期間内に取得されていたものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>買換資産に該当する家屋を買換資産の取得期間内に取得する契約を締結していたにもか</u></p>	<p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>かわらず、その契約の締結後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該契約に係る家屋を当該期間内に取得できなかったこと。</p> <p>(2) 買換資産に該当する家屋を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までに取得し、かつ、同日までに当該取得した家屋をその者の居住の用に供していること。</p> <p>④ 買換資産の取得の日については、所得税基本通達33－9《資産の取得の日》に定めるところにより判定するのであるが、次に掲げる資産は、それぞれ次に掲げる日以後において取得することになることに留意する。</p> <p>(1) 他から取得する家屋で、その取得に関する契約時において建設が完了していないもの 当該建設が完了した日</p> <p>(2) 他から取得する家屋又は土地等で、その取得に関する契約時において当該契約に係る譲渡者がまだ取得していないもの（(1)に掲げる家屋を除く。） 当該譲渡者が取得した日</p> <p>（買換資産を当該個人の居住の用に供したことの意義）</p> <p>36の2-17 買換資産を当該個人の居住の用に供したかどうかについては、31の3-2に準じて判定することとして取り扱う。この場合において、買換資産である土地等については、当該土地等の上にあるその者の有する家屋をその者が居住の用に供したときに、当該個人の居住の用に供したことになることに留意する。</p> <p>④ 買換資産がその者の居住の用に供されていないときは、たとえその者の譲渡した資産が36の2-23において準用する31の3-6により譲渡資産に該当することになる場合であっても、その譲渡につき措置法第36条の2第1項の規定の適用はない。</p> <p>（仮換地の指定されている土地等の判定）</p> <p>36の2-18 土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理若しくは大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業の施行地区内にある土地等を買換資産として取得した場合において当該土地等につき仮換地の指定があったとき又はこれらの事業の施行地区内にある土地等で仮換地の指定されているものを買換資産として取得した場合において、当該取得した土地等を措置法第36条の2第1項に規定する当該個人の居住の用に供したかどうかは、当該取得した土地等に係る仮換地を当該居住の用に供したかどうかにより判定することとして取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)</u></p> <p>36の2-19 措置法第36条の2第1項第1号又は第2号に掲げる家屋（以下この項及び次項において「譲渡家屋」という。）の所有者以外の者が当該譲渡家屋の敷地の用に供されている土地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているもの（以下この項において「譲渡敷地」という。）の全部又は一部を有している場合において、譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者の行った譲渡等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、これらの者がともに同条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける旨の申告をしたときに限り、その申告を認めることとして取り扱う。</p> <p>(1) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条の2第1項に規定する譲渡をしていること。</p> <p>イ 譲渡敷地の所有者の譲渡家屋における居住期間が10年以上であること。</p> <p>ロ 譲渡敷地は、譲渡家屋とともに譲渡されているものであること。</p> <p>ハ 譲渡家屋は、その譲渡の時ににおいて当該家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供している家屋（当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなった時の直前においてこれらの者がその居住の用に供していた家屋）であること。</p> <p>(2) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者は、次のいずれにも該当する資産の措置法第36条の2第1項に規定する取得をしていること。</p> <p>イ これらの者が取得した資産は、その居住の用に供する一の家屋又は当該家屋とともに取得した当該家屋の敷地の用に供する一の土地等で国内にあるものであること。</p> <p>ロ イの家屋又は土地等は、これらの者のそれぞれが、おおむねその者の(1)に掲げる譲渡に係る譲渡収入金額（当該家屋の取得価額又は当該家屋及び土地等の取得価額の合計額が譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡収入金額の合計額を超える場合にあっては、それぞれの者に係る譲渡収入金額に当該超える金額のうちその者が支出した額を加算した金額）の割合に応じて、その全部又は一部を取得しているものであること。</p> <p>ハ 当該取得した家屋又は土地等は、買換資産の取得期間内に取得されているものであること。</p> <p>三 当該取得した家屋は、買換資産をその居住の用に供すべき期間（措置法第36条の2第1項に規定する買換資産の取得の日から譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日（同条第2項に該当する場合にあっては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>日)までの期間をいう。以下36の2-21までにおいて同じ。)内に、譲渡家屋の所有者が譲渡敷地の所有者とともにその居住の用に供しているものであること。</p> <p>(3) 譲渡家屋の所有者と譲渡敷地の所有者とは、譲渡家屋及び譲渡敷地の譲渡の時(当該家屋がその所有者の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものであるときは、その居住の用に供されなくなった時)から買換資産をその居住の用に供すべき期間を経過するまでの間、親族関係を有し、かつ、生計を一にしていること。</p> <p>④ 1 この取扱いは、譲渡家屋の所有者が当該家屋(譲渡敷地のうちその者が有している部分を含む。)の譲渡につき措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けない場合(当該譲渡に係る長期譲渡所得がない場合を除く。)には、譲渡敷地の所有者について適用することはできない。</p> <p>2 この取扱いにより、譲渡敷地の所有者が当該敷地の譲渡につき措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合には、譲渡家屋の所有者に係る当該家屋の譲渡について措置法第41条の5第1項又は第41条の5の2第1項の規定の適用を受けることはできない。</p> <p>(廃 止)</p> <p>(借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い)</p> <p>36の2-20 ・ ・ ・ ・ ・、当該家屋及び居住用底地の譲渡について措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を認める ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>また、譲渡家屋の所有者以外の者が、居住用底地の全部又は一部を所有している場合における措置法第36条の2の規定の適用については、36の2-19に準じて取り扱うこととする。</p> <p>(相続人が買換資産を取得した場合)</p> <p>36の2-21 譲渡資産の譲渡をした者が買換資産を取得しないで死亡した場合であっても、その</p>	<p>(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)</p> <p>36の6-9 措置法第36条の6第1項第1号又は第2号に掲げる家屋(以下次項において「譲渡家屋」という。)の所有者以外の者が、当該家屋の敷地の用に供されている土地等でその譲渡の年の1月1日における所有期間が10年を超えているものの全部又は一部を所有する場合における同条の規定の適用については、36の2-25に準じて取り扱うこととし、この場合において、同項中「30年」とあるのは「10年」と読み替えるものとする。</p> <p>(借地権等の設定されている土地の譲渡についての取扱い)</p> <p>36の6-10 ・ ・ ・ ・ ・、当該家屋及び居住用底地の譲渡について措置法第36条の6第1項の規定の適用を認める ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>また、譲渡家屋の所有者以外の者が、居住用底地の全部又は一部を所有している場合における措置法第36条の6の規定の適用については、36の6-9に準じて取り扱うこととする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>死亡前に買換資産の取得に関する売買契約又は請負契約を締結しているなど買換資産が具体的に確定しており、当該買換資産をその相続人が買換資産の取得期間内に取得し、かつ、その居住の用に供すべき期間内に当該買換資産を当該相続人の居住の用に供したときは、<u>譲渡資産の譲渡をした者の当該譲渡に係る譲渡所得について措置法第36条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用することができるものとする。</u></p> <p>(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)</p> <p>36の2-22 措置法第36条の2第1項に規定する資産を譲渡した場合において、<u>・・・・・・、公的書類に類する書類で措置法第36条の2第1項に規定する資産に該当するものであることを明らかにするものを確定申告書に添付した場合に限り、同条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>なお、<u>同条第1項に規定する資産を・・・・・・。</u></p> <p>④・・・・・・</p> <p>1 措置法第36条の2第1項に規定する家屋であることを証する書類・・・・・・</p> <p>2・・・・・・</p> <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>36の2-23 その者が譲渡した家屋若しくは土地等が措置法第36条の2第1項各号に掲げる譲渡資産に該当するかどうか又はこれらの資産の譲渡が同項に規定する「譲渡」に該当するかどうかの判定等については、31の3-2、31の3-4から31の3-18まで、31の3-20から31の3-25まで及び35-1に準じて取り扱うものとする。この場合において、・・・・・・。</p> <p>措置法第36条の3《特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等》関係</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>36の3-1 <u>買換資産の全部又は一部を譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年中に取得する見込みであるため、措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、措置法第36条の3第2項各号に該当する場合において、同項の規定により当該譲渡</u></p>	<p>(特例の対象となる譲渡資産であることについての証明)</p> <p>36の6-11 措置法第36条の6第1項に規定する資産を譲渡した場合において、<u>・・・・・・、公的書類に類する書類で措置法第36条の6第1項に規定する資産に該当するものであることを明らかにするものを確定申告書に添付した場合に限り、同項の規定の適用があるのであるから留意する。</u></p> <p>なお、<u>同項に規定する資産を・・・・・・。</u></p> <p>④・・・・・・</p> <p>1 措置法第36条の6第1項に規定する家屋であることを証する書類・・・・・・</p> <p>2・・・・・・</p> <p>(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p>36の6-12 その者が譲渡した家屋若しくは土地等が措置法第36条の6第1項各号に掲げる譲渡資産に該当するかどうか又はこれらの資産の譲渡が同項に規定する「譲渡」に該当するかどうかの判定等については、31の3-2、31の3-4から31の3-18まで、31の3-20から31の3-25まで、35-1、36の2-15から36の2-24まで、36の2-26、36の3-1及び36の3-2に準じて取り扱うものとする。この場合において、・・・・・・。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、次に掲げる税額の区分に応じそれぞれ次に掲げる日から4か月を経過する日とするものとする。</p> <p>(1) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産の取得をしていない場合において納付すべきこととなる買換資産の取得価額の見積額（以下この項において「見積額」という。）に対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日</p> <p>(2) その者が当該譲渡の日の属する年の翌年中に買換資産を取得し、かつ、その取得価額が見積額に満たない場合において納付すべきこととなる当該取得価額と見積額との差額に対応する所得税の額 当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日</p> <p>(3) その者が当該譲渡資産の譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの間に取得した買換資産を当該譲渡の日の属する年の翌々年12月31日までにその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合において納付すべきこととなる当該譲渡資産の譲渡に係る所得税の額（(1)又は(2)により納付すべきこととなる所得税の額を除く。） 当該譲渡の日の属する年の翌々年12月31日</p> <p>(居住の用に供しないことについて特別の事情がある場合)</p> <p>36の3-2 措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた者が、買換資産の取得をした後、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日(同条第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けている場合にあつては、譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌々年12月31日。以下この項において同じ。)までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合においても、その供しないこと又は供しなくなったことについて次に掲げる事情があるときは、措置法第36条の3第1項又は第2項に規定する「買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなった場合」には該当しないものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(1) 当該買換資産について、措置法第33条の4第1項に規定する取用交換等に該当する譲渡をすることとなったこと。</p> <p>(2) 当該買換資産が災害により滅失又は損壊したこと。</p> <p>(3) 当該買換資産の取得をした者について海外勤務その他これに類する事情が生じたこと。</p> <p>(4) 当該買換資産の取得をした者が死亡したこと（当該買換資産を相続により取得した者がその取得後譲渡資産の譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその居住の用に供しないことにつきやむを得ない事情がある場合に限る。）</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">措置法第37条《特定の事業用財産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第23項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、.。</p> <p style="padding-left: 2em;">.。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第23項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積</u> 買換資産として取得した土地等の合計面積</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第30項又は第31項の規定により、.、さらに措置法令第25条第23項に規定する倍率.。</p> <p>(面積制限の異なる買換資産がある場合)</p> <p>37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうち措置法令第25条第23項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と.。</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>37-11の12 措置法第37条第1項の表の第16号の上欄に規定する譲渡資産は、.、当該建物又は構築物は当該譲渡資産には該当しない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2、同項の表の各号ごとに行う<u>こと</u>に留意する。</p> <p style="padding-left: 2em;">①、納税者が措置法令第25条第30項又は第31項の規定により、.それぞれの号ごとに行う<u>こと</u>に留意する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2。</p>	<p style="text-align: center;">措置法第37条《特定の事業用財産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用)</p> <p>37-10、これらの買換資産として取得した土地等の合計面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積を超える場合には、.。</p> <p style="padding-left: 2em;">.。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じて計算した面積に相当する面積</u> 買換資産として取得した土地等の合計面積</p> <p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11、その買換資産となる土地等の面積は、納税者が措置法令第25条第29項又は第30項の規定により、.、さらに措置法令第25条第22項に規定する倍率.。</p> <p>(面積制限の異なる買換資産がある場合)</p> <p>37-11の2 措置法第37条第1項の表の第5号に規定する買換資産のうち措置法令第25条第22項に規定する10倍の面積制限に係る土地等と.。</p> <p>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</p> <p>37-11の12 措置法第37条第1項の表の第15号の上欄に規定する譲渡資産は、.、当該建物又は構築物は当該譲渡資産には該当しない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2、同項の表の各号ごとに行う<u>のであるから</u>留意する。</p> <p style="padding-left: 2em;">①、納税者が措置法令第25条第29項又は第30項の規定により、.それぞれの号ごとに行う<u>のであるから</u>留意する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p>37-21の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第23項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、.</p> <p>.</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>37-26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第24項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>37-27の2 措置法第37条第4項かつこの書を買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第24項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37-28、その見込みに応じて措置法令第25条第30項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、.、改めて措置法令第25条第30項の規定により譲渡資産を区分して.</p> <p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p>	<p>(仮換地等の指定後において取得した土地等の事業用の判定等)</p> <p>37-21の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する買換資産の面積が譲渡資産である土地等の面積に措置法令第25条第22項に規定する倍率を乗じた面積を超えるかどうかは、.</p> <p>.</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情)</p> <p>37-26の2 買換資産の取得につき措置法第37条第3項の規定を適用する場合における措置法令第25条第23項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(取得期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>37-27の2 措置法第37条第4項かつこの書を買換資産の取得期間の認定を行う場合における措置法令第25条第23項に定める「その他これに準ずる事情がある場合」には、.</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(買換資産の取得が計画と異なる場合の譲渡資産の再区分)</p> <p>37-28、その見込みに応じて措置法令第25条第29項《譲渡資産と買換資産との対応》の規定により譲渡資産を区分して措置法第37条第1項の規定を適用するのであるが、.、改めて措置法令第25条第29項の規定により譲渡資産を区分して.</p> <p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について同法第11条から第12条の3まで及び第14条から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>④ 1。</p> <p>2。</p> <p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合)</p> <p>37の5-8、31の3-1及び35-1 (<u>36の2-23</u>で準用する場合を含む。)に準じて取り扱うものとする。</p> <p>④ 1。</p> <p>2。</p> <p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(土地等以外の資産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算)</p> <p>39-12、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》、<u>第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、。</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)の譲渡につき措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条の5の規定</p>	<p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について同法第11条から第12条の3まで及び<u>第13条の3から第15条《特別償却》</u>までに規定する要件を具備する限り。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>④ 1。</p> <p>2。</p> <p>措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合)</p> <p>37の5-8、31の3-1及び35-1 (<u>36の2-28</u>で準用する場合を含む。)に準じて取り扱うものとする。</p> <p>④ 1。</p> <p>2。</p> <p>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(土地等以外の資産の譲渡につき交換の特例等の適用を受ける場合の相続税額の加算)</p> <p>39-12、第33条の2《交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》、<u>第36条の2《相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第36条の5《相続等により取得した居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第36条の6《特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、<u>第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、。</p> <p>(1)</p> <p>.</p> <p>(2)の譲渡につき措置法第33条、第36条の2、第36条の5、<u>第36条の6</u>又は第37</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の適用を受けた場合 ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・、上記の取扱いの適用はない<u>こと</u>に留意する。</p> <p>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額)</p> <p>39—22 措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額（相続税法第32条《更正の請求の特則》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したことに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税の額をいう。以下この項において同じ。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額が限度となることに留意する。</p> <p>(1) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動がある場合 次のイ又はロのうちいずれか低い金額</p> <p>イ 所得税の修正申告書を提出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税の額（以下この項において「所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額」という。）</p> <p>ロ 当該他の相続税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」</p> <p>(2) 「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 次のイ又はロのいずれか低い金額</p> <p>イ 所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額</p> <p>ロ 当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」</p> <p>(3) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動があり、かつ、「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」の異動以外の他の所得税に係る事由による所得税の額の異動がある場合 次のイ又はロのいずれか低い金額</p> <p>イ 所得税の修正申告等により納付すべき所得税の額</p>	<p>条の5の規定の適用を受けた場合 ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ (注) ・ ・ ・ ・ ・、上記の取扱いの適用はない<u>のであるから</u>留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 212 1099 276">ロ 当該他の相続税に係る事由及び当該他の所得税に係る事由がないものとして計算される「措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額」</p> <p data-bbox="197 368 1059 443">措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p data-bbox="159 496 815 523">(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)</p> <p data-bbox="147 536 409 563">41の5-11</p> <p data-bbox="170 576 342 603">(1)</p> <p data-bbox="192 616 365 643">イ</p> <p data-bbox="192 655 365 683">ロ</p> <p data-bbox="170 695 342 722">(2)</p> <p data-bbox="192 735 365 762">イ</p> <p data-bbox="192 775 365 802">ロ</p> <p data-bbox="192 815 365 842">ハ</p> <p data-bbox="192 855 365 882">ニ</p> <p data-bbox="170 895 342 922">(3)</p> <p data-bbox="170 935 342 962">(4)</p> <p data-bbox="192 975 365 1002">イ</p> <p data-bbox="192 1015 365 1042">ロ</p> <p data-bbox="192 1054 387 1082">④1</p> <p data-bbox="215 1094 1099 1153">2、<u>第35条、第36条の2又は第36条の5</u>の規定（41の5の2-4において「居住用財産に係る課税の特例」という。）の適用を受けることはできない。</p> <p data-bbox="159 1206 994 1233">(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p data-bbox="147 1246 1099 1345">41の5-18、31の3-2、31の3-6から31の3-13まで、31の3-20から31の3-25まで、36の2-6、36の2-10から36の2-11、36の2-17から36の2-18、36の3-2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。</p>	<p data-bbox="1167 368 2051 443">措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p> <p data-bbox="1128 496 1785 523">(居住用家屋の所有者とその敷地の所有者が異なる場合の取扱い)</p> <p data-bbox="1117 536 1379 563">41の5-11</p> <p data-bbox="1140 576 1312 603">(1)</p> <p data-bbox="1162 616 1335 643">イ</p> <p data-bbox="1162 655 1335 683">ロ</p> <p data-bbox="1140 695 1312 722">(2)</p> <p data-bbox="1162 735 1335 762">イ</p> <p data-bbox="1162 775 1335 802">ロ</p> <p data-bbox="1162 815 1335 842">ハ</p> <p data-bbox="1162 855 1335 882">ニ</p> <p data-bbox="1140 895 1312 922">(3)</p> <p data-bbox="1140 935 1312 962">(4)</p> <p data-bbox="1162 975 1335 1002">イ</p> <p data-bbox="1162 1015 1335 1042">ロ</p> <p data-bbox="1162 1054 1357 1082">④1</p> <p data-bbox="1184 1094 2069 1153">2、<u>35条、36条の2、第36条の5又は第36条の6</u>の規定（41の5の2-4において「居住用財産に係る課税の特例」という。）の適用を受けることはできない。</p> <p data-bbox="1128 1206 1964 1233">(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例に関する取扱い等の準用)</p> <p data-bbox="1117 1246 2069 1345">41の5-18、31の3-2、31の3-6から31の3-13まで、31の3-20から31の3-25まで、36の2-15、36の2-19から36の2-20、36の2-23から36の2-24、36の3-2、41-12から41-15まで、41-17から41-18及び41-20に準じて取り扱うものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>附則</p> <p><u>(経過的取扱い(1)・・・特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除についての取扱い)</u></p> <p>所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)附則第74条第5項の規定により平成19年12月31日までの間に適用があるとされる旧租税特別措置法第34条第1項に規定する土地等の譲渡に係る同項の規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例によることに留意する。</p> <p><u>(経過的取扱い(2)・・・相続等により取得した居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例等についての取扱い)</u></p> <p>① 所得税法等の一部を改正する法律附則第74条第8項の規定により平成19年3月31日までの間に適用があるとされる旧租税特別措置法第36条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する譲渡資産の譲渡に係る同条第1項の規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例によることに留意する。</p> <p>② 所得税法等の一部を改正する法律附則第74条第9項の規定によりなお効力を有するものとされる旧租税特別措置法第36条の2第1項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同条から同法第36条の5までの規定の適用に関する取扱いについては、改正前の例によることに留意する。</p> <p><u>(経過的取扱い(3)・・・信託法の施行に伴う改正通達の適用時期)</u></p> <p>この法令解釈通達による改正後の31・32共-1の3、33の4-1の2、34-4の2及び34の2-22の2の取扱いは、信託法(平成18年法律第108号)の施行の日から適用する。</p>	<p>(新 設)</p>

改正後

改正前

別表 1

優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

別表 1

優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
-------	---------------	-----	------	-----

譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
-------	---------------	-----	------	-----

② ……(土地開発公社に対する譲渡である場合には、……。)	……(※の(3)、(4)、(5)又は(6)の法人が買取りをする場合には、……沿道整備推進機構、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構又は都市再生整備推進法人である旨を含む。)……	……、※の(3)、(4)、(5)又は(6)の法人が買取りをする場合は市町村長又は特別区の区長)	……	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (3) ……。 (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第301条第3号に掲げる業務を行う同法第300条第1項に規定する……。 (5) ……。 (6) 都市再生特別措置法第74条第4号に掲げる業務を行う同法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人（民法第34条
-------------------------------	--	---	----	--

② ……(⑥に掲げる譲渡及び土地開発公社に対する譲渡である場合には、……。)	……(※の(3)、(4)又は(5)の法人が買取りをする場合には、……沿道整備推進機構、防災街区整備推進機構又は中心市街地整備推進機構である旨を含む。)……	……、※の(3)の法人が買取りをする場合には、国土交通大臣、※の(4)又は(5)の法人が買取りをする場合は市町村長又は特別区の区長)	……	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (3) ……。 (4) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第290条第3号に掲げる業務を行う同法第289条第1項に規定する……。 (5) ……。
--	---	--	----	--

の規定により
設立された法
人でその設立
当初において
拠出をされた
金額の2分の
1以上の金額
が地方公共団
体により拠出
をされ、かつ、
その寄附行為
又は定款にお
いて、その法人
が解散した場
合にその残余
財産が地方公
共団体又は当
該法人と類似
の目的をもつ
他の公益を目
的とする事業
を行う法人に
帰属する旨の
定めがあるも
のに限る。）

<p>⑥ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地</p>	<p>(イ) 認定建替計画が※の要件を満たすものである旨を証する書類の写し</p>	<p>所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をい、その他市町村の</p>	<p>措置法31条の2 2項 6号 措置法令 20条の2 5項、6項 措置法規則 13条の3</p>	<p>※ 特例の対象となる「認定建替計画」は、次の(1)及び(2)（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第8条に規定する</p>
--	---	---	--	---

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
<u>区の区域内における同法第8条に規定する認定建替計画(※)に係る建築物の建替えを行う事業の同法第7条第1項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(②～⑤までに掲げる譲渡又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第7条第1項に規定する認定事業者である法人に対する当該法人の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡を除く。)</u>	(ロ) 認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するたために買った旨を証する書類	<u>区域については都道府県知事をいう。)</u> <u>土地等の買取りをする者</u>	<u>1項6号</u>	<u>認定建替計画(以下この項において「認定建替計画」という。)</u> に定められた同法第4条第4項第1号に規定する建替事業区域(②)において「建替事業区域」という。)の周辺の区域からの避難に利用可能な通路を確保する場合にあっては(1)及び(3)に掲げる要件を満たすものに限る。 (1) 認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積がそれぞれ100㎡以上であり、かつ、当該敷地面積の合計が500㎡以上であること。 (2) 認定建替計画に定められた建替事業区域内に密集市街地における防災街区の整					

備の促進に関する法律第2条第10号に規定する公共施設（道路、公園、緑地、広場その他の公共空地（公園を除く。）並びに下水道、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設）が確保されていること。

(3) その確保する通路が次に掲げる要件を満たすこと。

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第289条第4項の認可を受けた同条第1項に規定する避難経路協定（その避難経路協定を締結した同項に規定する土地所有者等に地方

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
				公共団体が含まれているものに限る。)において同項に規定する避難経路として定められていること。 ロ 幅員4m以上のものであること。					
⑦ ……、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの(②～⑥)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… ……	措置法31の2 2項7号 措置法令20条の2 7項 措置法規則13条の3 1項7号・3項	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設)……。	⑥ ……、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの(③～⑤)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… ……	措置法31の2 2項6号 措置法令20条の2 5項 措置法規則13条の3 1項6号、3項	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設)……。
⑧ ……、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(②～⑦)までに掲げる譲渡に	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… 土地等の買取りをする者(独立行政法人都市再生機構)	措置法31条の2 2項8号 措置法令20条の2 8項 措置法規則13条の3	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防	⑦ ……、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(③～⑥)までに掲げる譲渡に	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… 国土交通大臣	措置法31条の2 2項7号 措置法令20条の2 6項 措置法規則13条の3	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防

該当するものを除く。)			1項8号・3項	水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設)……。	該当するものを除く。)			1項7号、3項	水、防砂又は防潮の施設)……。
⑨ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥～⑧)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……	……	措置法31条の2 2項9号 措置法規則13条の3 1項9号	※ ……。	⑧ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥又は⑦)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……	……	措置法31条の2 2項8号 措置法規則13条の3 1項8号	※ ……。
⑨の2 ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥～⑧)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 9項 措置法規則13条の3 1項9号	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。	⑧の2 ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥又は⑦)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	……	措置法31条の2 2項8号 措置法令20条の2 7項 措置法規則13条の3 1項8号	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。
⑩ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑨の2、下記⑫、⑫の2)又は⑭～⑰)に掲げる譲渡に該当	(イ) …… (ロ) ……	……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 10項・11項・12項 措置法規則13条の3 1項10号・	※1 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 ※2 ……。	⑨ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥、⑦、⑧、⑧の2、下記⑩、⑩の2)又は⑬～⑯)に掲げる譲渡に該	(イ) …… (ロ) ……	……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 8項・9項・10項 措置法規則13条の3 1項9号・	※1 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 ※2 ……。

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
するものを除く。)			4 項		当するものを除く。)			4 項	
⑪ ……、 当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑩、下記⑫、⑫の2又は⑭～⑰に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項 11号 措置法令20条の2 13項 措置法規則13条の3 1項11号・5項	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 (4) ……。	⑩ ……、 当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑨、下記⑪、⑪の2又は⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項 10号 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項10号・5項	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 (4) ……。
⑫ ……、 当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(①、②、⑥～⑧)……、 下記⑫の2を参照のこと。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項 12号 措置法令20条の2 15項 措置法規則13条の3 1項12号・6項	※1 ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※3 ……。 ※4 ……。	⑪ ……、 当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(①、②、⑥若しくは⑦)……、 下記⑪の2を参照のこと。)	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項 11号 措置法令20条の2 13項 措置法規則13条の3 1項11号・6項	※1 ……。 ※2 ……。 (1) ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※3 ……。 ※4 ……。
⑫の2 上記⑫の一団の宅地の造成が… … (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土	…… …… ……	措置法31条の2 2項 12号 措置法令20条の2 15項 措置法規則13条の3 1項12号		⑪の2 上記⑪の一団の宅地の造成が… … (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する施行地区内にある土地と	…… …… ……	措置法31条の2 2項 11号 措置法令20条の2 13項 措置法規則13条の3 1項11号	

	地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。)・・・・					併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。)・・・・				
⑬ ・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記①、②又は⑫に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・ (ニ) ・・・・ (ホ) ・・・・ (ヘ) ・・・・ (ト) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 16項 措置法規則13条の3 1項13号・2項	※1 ・・・・。 (注) ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 ※2 ・・・・。 ※3 ・・・・。		⑫ ・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記①、②又は⑪に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・ (ニ) ・・・・ (ホ) ・・・・ (ヘ) ・・・・ (ト) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の2 14項 措置法規則13条の3 1項12号・2項	※1 ・・・・。 (注) ・・・・。 (1) ・・・・。 (2) ・・・・。 ※2 ・・・・。 ※3 ・・・・。
⑭ ・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記⑥～⑧又は⑬に掲げる譲渡に該当するものを除く。) (イ) ・・・・ (・・・・ 適用される同条第1項本文の規定の適用がある場合には500㎡とし、同条第1項	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の2 17項 措置法規則13条の3 1項14号	※ ・・・・。		⑬ ・・・・、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記⑥、⑦又は⑪に掲げる譲渡に該当するものを除く。) (イ) ・・・・ (・・・・ 適用される同条第1項本文の規定の適用がある場合には500㎡とし、同条第1項	(イ) ・・・・ (ロ) ・・・・ (ハ) ・・・・	・・・・ ・・・・ ・・・・	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の2 15項 措置法規則13条の3 1項13号	※ ・・・・。

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
ただし書(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県が条例を定めている場合には、当該条例で定める規模に相当する面積)以上のものであること。					ただし書(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により都道府県知事が都道府県の規則を定めている場合には、当該規則で定める規模に相当する面積)以上のものであること。				
(ロ) ……。					(ロ) ……。				
⑮ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記⑥～⑧若しくは⑫の2)に掲げる譲渡……、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項 15号 措置法令20条の2 18項・19項 措置法規則13条の3 1項15号・2項	※1 ……。 ※2 上記⑫の※4と同様である。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……。	⑭ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(上記⑥、⑦若しくは⑪の2)に掲げる譲渡……、一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項 14号 措置法令20条の2 16項・17項 措置法規則13条の3 1項14号・2項	※1 ……。 ※2 上記⑪の※4と同様である。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……。

<p>には、下記 <u>15の2</u>を参照 のこと。)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p>					
<p><u>15の2</u> 上記<u>15</u> の住宅建設の 用に供される 一団の宅地の 造成が……。</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p>	<p>(イ) 上記<u>15</u>の (イ)の書類 (ロ) 上記<u>15</u>の (ロ)の書類 (ハ) 上記<u>15</u>の (ハ)の内容に 加えて、… …。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p>	<p>措置法31条 の2 2項 <u>15号</u> 措置法令20 条の2 <u>18</u> 項・19項 措置法規則 13条の3 1項<u>15号</u></p>		
<p><u>16</u> ……又 は中高層の耐 火共同住宅の 用に供される もの(上記<u>6</u>～ <u>9の2</u>、<u>12</u>、 <u>12の2</u>)又は<u>14</u> ～<u>15の2</u>に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>A ……。</p> <p>B ……。</p> <p>C ……。</p> <p>D ……。</p> <p>E ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p>	<p>措置法31条 の2 2項 <u>16号</u> 措置法令20 条の2 <u>20</u> 項・21項 措置法規則 13条の3 1項<u>16号</u>・ 2項・7項</p>	<p>※1 ……。</p> <p>※2 上記<u>12</u>の※ 4と同様である。</p> <p>※3 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>※4 ……。</p>	
<p>には、下記 <u>14の2</u>を参照 のこと。)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p>					
<p><u>14の2</u> 上記<u>14</u> の住宅建設の 用に供される 一団の宅地の 造成が……。</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p>	<p>(イ) 上記<u>14</u>の (イ)の書類 (ロ) 上記<u>14</u>の (ロ)の書類 (ハ) 上記<u>14</u>の (ハ)の内容に 加えて、… …。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p>	<p>措置法31条 の2 2項 <u>14号</u> 措置法令20 条の2 <u>16</u> 項・17項 措置法規則 13条の3 1項<u>14号</u></p>		
<p><u>15</u> ……又 は中高層の耐 火共同住宅の 用に供される もの(上記<u>6</u>～ <u>8の2</u>、<u>11</u>、 <u>11の2</u>)又は<u>13</u> ～<u>14の2</u>に掲 げる譲渡に該 当するものを 除く。)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>A ……。</p> <p>B ……。</p> <p>C ……。</p> <p>D ……。</p> <p>E ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> <p>(ニ) ……。</p>	<p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p> <p>……。</p>	<p>措置法31条 の2 2項 <u>15号</u> 措置法令20 条の2 <u>18</u> 項・19項 措置法規則 13条の3 1項<u>15号</u>・ 2項・7項</p>	<p>※1 ……。</p> <p>※2 上記<u>11</u>の※ 4と同様である。</p> <p>※3 ……。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>(3) ……。</p> <p>※4 ……。</p>	

改 正 後					改 正 前				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考	譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備 考
⑰、 当該譲渡をし た土地等につ き仮換地の指 定がされた土 地等が当該住 宅又は中高層 の耐火共同住 宅の用に供さ れるもの(上記 ⑥～⑨の2)、 ⑫、⑬の2又は ⑭～⑯に掲げ る譲渡に該当 するものを除 く。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)	措置法31条 の2 2項 17号 措置法令20 条の2 22 項 措置法規則 13条の3 1項17号	※ 「個人」又は「法 人」は、上記⑰の ※1又は※2と 同様である。	⑰、 当該譲渡をし た土地等につ き仮換地の指 定がされた土 地等が当該住 宅又は中高層 の耐火共同住 宅の用に供さ れるもの(上記 ⑥～⑧の2)、 ⑪、⑫の2又は ⑬～⑮に掲げ る譲渡に該当 するものを除 く。)	(イ) (ロ) (ハ) (ニ)	措置法31条 の2 2項 16号 措置法令20 条の2 20 項 措置法規則 13条の3 1項16号	※ 「個人」又は「法 人」は、上記⑰の ※1又は※2と 同様である。
(イ) A B					(イ) A B				
(ロ) A B					(ロ) A B				
(ハ)					(ハ)				

2 確定優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
① ……内に表の1の⑫、⑭、⑮又は⑯に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B ……若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が表の1の⑫、⑭若しくは⑮の造成又は⑯の建設に該当することとなると見込まれること。 (ハ) …… (ニ) ……、表の1の⑫、⑭若しくは⑮の一団の宅地又は⑯の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類	………… ………… …………	※ ……。
② 特例期間内に表の1の⑫の2又は⑮の2に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B 一団の宅地の造成が表1の⑫の2又は⑮の2の造成に	………… ………… …………	※ ……。

2 確定優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）

(1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡

区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
① ……内に表の1の⑪、⑬、⑭又は⑮に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B ……若しくは中高層の耐火共同住宅の建設が表の1の⑪、⑬若しくは⑭の造成又は⑮の建設に該当することとなると見込まれること。 (ハ) …… (ニ) ……、表の1の⑪、⑬若しくは⑭の一団の宅地又は⑮の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類	………… ………… …………	※ ……。
② 特例期間内に表の1の⑪の2又は⑭の2に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの	(イ) …… A …… B …… (ロ) …… A ……。 B 一団の宅地の造成が表1の⑪の2又は⑭の2の造成に	………… ………… …………	※ ……。

改 正 後				改 正 前			
区 分	添付すべき証明書類	発行者	備 考	区分	添付すべき証明書類	発行者	備 考
	<p>該当することと なると見込まれる こと。</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ) 当該買い取った 土地等を特例期間 内に、表の1の <u>12の2</u>又は<u>15の2</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類</p>			<p>該当することと なると見込まれる こと。</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ) 当該買い取った 土地等を特例期間 内に、表の1の <u>11の2</u>又は<u>14の2</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類</p>	
③ 特例期間内に表の 1の <u>13</u> に掲げる譲渡 に該当することとな ることが确实と認め られるもの	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p> <p>A。</p> <p>B。</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ) 当該買い取った 土地等を特例期間 内に、表の1の<u>13</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類</p>		③ 特例期間内に表の 1の <u>12</u> に掲げる譲渡 に該当することとな ることが确实と認め られるもの	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p> <p>A。</p> <p>B。</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ) 当該買い取った 土地等を特例期間 内に、表の1の<u>12</u> の一団の宅地の用 に供することを約 する書類</p>	
④ 特例期間内に表の 1の <u>17</u> に掲げる譲渡 に該当することとな ることが确实と認め られるもの	<p>(イ)</p> <p>(ロ)、表 の1の<u>17</u>の住宅又 は中高層の耐火共 同住宅の用に供す ることを約する書 類</p> <p>(ハ)</p>		④ 特例期間内に表の 1の <u>16</u> に掲げる譲渡 に該当することとな ることが确实と認め られるもの	<p>(イ)</p> <p>(ロ)、表 の1の<u>16</u>の住宅又 は中高層の耐火共 同住宅の用に供す ることを約する書 類</p> <p>(ハ)</p>	

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き
表の1の⑫の譲渡に ・ ・ ・	① 表の1の⑫の造成に関する事業のうち、……	……	……。 (イ) …… A …… B …… C …… D ……
	② ……	……	(ロ) …… A …… B ……
	③ 表の1の⑫の造成に関する事業で、……	……	
表の1の⑫の2の譲渡に ・ ・ ・	④ 表の1の⑫の2の造成に関する事業のうち、……	……	……。 (イ) …… A …… B …… C …… D …… (ロ) ……
	⑤ ……	……	A …… B ……
	⑥ 表の1の⑫の2の造成に関する事業で、……	……	

(2) 特例期間の延長が認められる場合

区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き
表の1の⑪の譲渡に ・ ・ ・	① 表の1の⑪の造成に関する事業のうち、……	……	……。 (イ) …… A …… B …… C …… D ……
	② ……	……	(ロ) …… A …… B ……
	③ 表の1の⑪の造成に関する事業で、……	……	
表の1の⑪の2の譲渡に ・ ・ ・	④ 表の1の⑪の2の造成に関する事業のうち、……	……	……。 (イ) …… A …… B …… C …… D …… (ロ) ……
	⑤ ……	……	A …… B ……
	⑥ 表の1の⑪の2の造成に関する事業で、……	……	

改正後				改正前			
区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き	区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き
表の1の⑬の譲渡に ・ ・ ・	⑦ 表の1の⑬の造成に関する事業 ・	・	・ (イ) ・ A ・ B ・ C ・ D ・	表の1の⑫の譲渡に ・ ・ ・	⑦ 表の1の⑫の造成に関する事業 ・	・	・ (イ) ・ A ・ B ・ C ・ D ・
	⑧	・	(ロ) ・ A ・ B ・ C ・		⑧	・	(ロ) ・ A ・ B ・ C ・
	⑨ 表の1の⑬の造成に関する事業で、	・			⑨ 表の1の⑫の造成に関する事業で、	・	
表の1の⑭の譲渡に ・ ・ ・	⑩ 表の1の⑭の造成に関する事業のうち、	・	・ (イ) ・ A ・ B ・ C ・ D ・	表の1の⑬の譲渡に ・ ・ ・	⑩ 表の1の⑬の造成に関する事業のうち、	・	・ (イ) ・ A ・ B ・ C ・ D ・
	⑪	・	(ロ) ・ A ・ B ・		⑪	・	(ロ) ・ A ・ B ・
	⑫ 表の1の⑭の造成に関する事業で、	・			⑫ 表の1の⑬の造成に関する事業で、	・	

表の1の⑮の譲渡に	⑬ 表の1の⑮の 造成に関する事 業。 (イ) A B C D (ロ) A B
	⑭ 表の1の⑮の② の造成に関する事 業のうち、.....。 (イ) A B C D (ロ) A B
	⑮ ⑯ 表の1の⑮の② の造成に関する 事業で、..... (イ) A B

表の1の⑭の譲渡に	⑬ 表の1の⑭の 造成に関する事 業。 (イ) A B C D (ロ) A B
	⑭ 表の1の⑭の② の造成に関する事 業のうち、.....。 (イ) A B C D (ロ) A B
	⑮ ⑯ 表の1の⑭の② の造成に関する 事業で、..... (イ) A B

改正後				改正前			
区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き	区分	特例期間の延長が認められる事情	特例期間の延長期間	延長承認の手続き
表の1の⑬の譲渡に ・ ・ ・ ・	⑰ 表の1の⑬の建設に関する事業のうち、……	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・	表の1の⑮の譲渡に ・ ・ ・ ・	⑰ 表の1の⑮の建設に関する事業のうち、……	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・
	⑱ ……	・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・		⑱ ……	・ ・ ・ ・ ・	(ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・
	⑲ 表の1の⑬の建設に関する事業で、……	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・		⑲ 表の1の⑮の建設に関する事業で、……	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
表の1の⑭の譲渡に ・ ・ ・ ・	⑳ 表の1の⑭の建設に関する事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・	表の1の⑯の譲渡に ・ ・ ・ ・	⑳ 表の1の⑯の建設に関する事業	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・。 (イ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・ C ・ ・ ・ ・ ・ D ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ A ・ ・ ・ ・ ・ B ・ ・ ・ ・ ・

別表3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①	(イ)	※1
	(イ)	※2
	(ロ)	
	A (当該事業の 施行が大都 市地域住宅 等供給促進 法第4条第 1項第2号 の地区内で 行われる場 合にあって は15ヘクタ ール以上)で あり、.	
	B	

④、 名勝若しくは 天然記念物と して指定され た土地が独立 行政法人国立 文化財機構又 は独立行政法 人国立科学博 物館に買い取 られる場合を 含むものと し、.	※
--	-----------	-----------	-----------	-------------

別表3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①	(イ)	※1
	(イ)	※2
	(ロ)	
	A (当該事業の 施行が大都 市地域住宅 等供給促進 法第3条の 6第1項第 2号の地区 内で行われ る場合にあ っては15ヘ クタール以 上)であり、	
	B	

④、 名勝若しくは 天然記念物と して指定され た土地が独立 行政法人国立 博物館又は独 立行政法人国 立科学博物館 に買い取られ る場合を含む ものとし、.	※
--	-----------	-----------	-----------	-------------

改 正 後				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 20年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・
③の②	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 20年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・
③の③	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 20年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

改 正 前				
別表 4				
特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 18年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・ (ニ) ・ ・ ・ ・ ・ (ホ) ・ ・ ・ ・ ・ (ヘ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・
③の②	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 18年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	※ ・ ・ ・ ・ ・
③の③	・ ・ ・ ・ ・ 平成 6 年 1 月 1 日から平成 18年12月31日 までの間に、 ・ ・ ・ ・ ・ (イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) ・ ・ ・ ・ ・ (ハ) ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	

(二)				
(ホ)				
~~~~~				
⑧ 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第300条第1項に規定する. . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . . (ハ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .
⑨ 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構が同法第16条第1項に規定する認定中心市街地の整備のために同法第12条第1項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B 当該土地等の買取りをする者が中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構である場合. . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . 当該中心市街地整備推進機構を中心市街地の活性化に関する法律第51条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	※ . . . . .

(二) . . . . .				
(ホ) . . . . .				
~~~~~				
⑧ 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第289条第1項に規定する. (イ) (ロ) (ハ) A B	(イ) (ロ) A B	※1 ※2
⑨ 地方公共団体又は中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第10条第1項に規定する中心市街地整備推進機構が同法第7条第1項に規定する特定中心市街地の整備のために同法第6条第1項に規定する基本計画	(イ) (ロ) A B 当該土地等の買取りをする者が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第10条第1項に規定する中心市街地整備推進機構である場合 当該中心市街地整備推進機構を中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第10条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長	※

改 正 後					改 正 前					
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考	
の整備、……、 認定中心市街 地の区域内に ある土地等が、 これらの者に 買い取られる 場合(※)					の内容に即し て行う公共施 設若しくは公 用施設の整 備、……、 特定中心市街 地の区域内に ある土地等が、 これらの者に 買い取られる 場合(※)					
(イ)					(イ)					
(ロ)					(ロ)					
(ハ)					(ハ)					
⑩ 地方公共団 体又は都市再 生特別措置法 第73条第1項 に規定する都 市再生整備推 進法人が同法 第46条第1項 に規定する都 市再生整備計 画に記載され た公共施設の 整備に関する 事業の用に供 するために、当 該都市再生整 備計画の区域 内にある土地	(イ) 当該事業が 左欄に掲げる 事業である旨 を証する書類 (ロ) 次に掲げる 場合の区分に 応じそれぞれ 次に掲げる書 類 A 当該土地 等の買取り をする者が 地方公共団 体である場 合 当該土 地等を当該 事業の用に 供するため	地方公共団 体の長 当該地方公 共団体の長	措置法 34 条 の 2 2 項 11号 措置法規則 17条の2 1項13号	※ 当該事業が 都市再生整備 推進法人によ り行われるも のである場合 には、地方公 共団体の管理 の下に行われ るものに限 る。						

<p>等が、これらの者に買い取られる場合(※)</p>	<p>に買い取ったものである旨を証する書類 <u>B 当該土地等の買取りをする者が、都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備法人である場合 当該土地等を当該事業の用に供するために買ったものである旨及び当該土地等の買取りをする者が当該都市再生整備法人である旨を証する書類</u></p>	<p>当該都市再生整備法人を都市再生特別措置法第73条第1項の規定により指定した市町村長又は特別区の区長</p>							
<p>⑫ 次に掲げる計画に基づき、 ・ (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) ・</p>	<p>(イ) ・ (ロ) ・ A ・ B ・ C ・ (A) ・ (B) ・</p>	<p>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>措置法34条の2 2項12号 措置法規則17条の2 1項14号</p>	<p>※1 (1) ・ (2) ・ ※2 ・ ※3 ・</p>	<p>⑪ 次に掲げる計画に基づき、 ・ (イ) ・ (ロ) ・ (ハ) ・</p>	<p>(イ) ・ (ロ) ・ A ・ B ・ C ・ (A) ・ (B) ・</p>	<p>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</p>	<p>措置法34条の2 2項11号 措置法規則17条の2 1項13号</p>	<p>※1 (1) ・ (2) ・ ※2 ・ ※3 ・</p>
<p>⑬ 中小小売商業振興法第4</p>	<p>(イ) ・ (ロ) ・</p>	<p>・ ・</p>	<p>措置法34条の2 2項</p>	<p>※1 (1) ・</p>	<p>⑫ 中小小売商業振興法第4</p>	<p>(イ) ・ (ロ) ・</p>	<p>・ ・</p>	<p>措置法34条の2 2項</p>	<p>※1 (1) ・</p>

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
条第1項から第3項まで又は第6項の規定による・・・ (イ)・・・ (ロ)・・・ (ハ)・・・ A・・・ B・・・ C・・・ (ニ)・・・ (ホ)・・・			13号イ 措置法規則 17条の2 1項15号	イ・・・ ロ・・・ ハ・・・ (2)・・・ イ・・・ ロ・・・ ※2・・・ ※3・・・ (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・	条第1項から第3項まで又は第6項の規定による・・・ (イ)・・・ (ロ)・・・ (ハ)・・・ A・・・ B・・・ C・・・ (ニ)・・・ (ホ)・・・			12号イ 措置法規則 17条の2 1項14号	イ・・・ ロ・・・ ハ・・・ (2)・・・ イ・・・ ロ・・・ ※2・・・ ※3・・・ (1)・・・ (2)・・・ (3)・・・
					⑫の② 特定商業集積整備促進法第7条に規定する同意基本構想に係る同法第3条第1項に規定する特定商業集積を構成する施設を設置する事業(特定法人(※1)が特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に規定する特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業に限る。)で次の	(イ) 買取りをする者が特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に掲げる認定を受けた法人である旨及び当該事業が特定施設とともに特定商業集積を構成する施設を設置する事業である旨を証する書類 (ロ) 当該事業が同意基本構想の内容に適合するものである旨及び当該土地等の買取りをする者が	経済産業大臣 都道府県知事	措置法34条の2 2項 12号ロ 措置法規則 17条の2 1項15号	※1 「特定法人」とは、特定商業集積整備促進法第5条第5項第2号に掲げる認定を受けた法人のうち、次に掲げるものをいう。 (1) 地方公共団体の出資に係る法人のうち、次に掲げる要件を満たすもの イ 当該法人の発行済株式の総数又は出資金額

改正後	改正前
	<p>要件を満たすものの用に供するために当該特定法人に買い取られる場合</p> <p>(イ) 当該事業に係る同意基本構想が都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合するものであること。</p> <p>(ロ) 当該同意基本構想に係る事業により設置される特定商業集積を構成する施設の用に供される土地の面積の合計が1ヘクタール以上であること。</p> <p>(ハ) 当該同意基本構想に係る事業が連携集積活性化事業資金の貸付け</p> <p>特定法人に該当する旨を証する書類並びに当該事業が左欄の(イ)から(ニ)までの要件を満たすものであることにつき証明した書面</p> <p>(ハ) 当該土地等を当該事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p> <p>の3分の2以上が地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は日本政策投資銀行により所有され又は出資をされていること。</p> <p>ロ 当該法人の株主又は出資者の3分の2以上が中小売商業者等又は商店街振興組合等であること。</p> <p>ハ その有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額の最も多い株主等が地方公共</p>

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
					<u>を受けて行 われるもの であること。 (二) その他の 要件(※2)</u>				<u>団体、独 立行政法 人中小企 業基盤整 備機構、 中小小売 商業者等 又は商店 街振興組 合等のい ずれかで あること。 (2) 民法第34 条の規定に より設立さ れた法人の うち、次に 掲げる要件 のいずれか を満たすも の イ その拠 出をされ た金額の 3分の1 を超える 金額が2 以上の地 方公共団 体により 拠出をさ れている こと。</u>

改正後

改正前

ロ その抛
出をされ
た金額の
4分の1
以上の金
額が一の
地方公共
団体によ
り抛出を
されてい
ること。

※2 その他の
要件は次の
とおりである。

(1) 当該同意
基本構想に
係る事業に
より新たに
設置される
特定商業集
積を構成す
る施設の用
に供される
土地の面積
と当該施設
の床面積と
の合計面積
(当該施設
の建築面積
を除く。)に
占める売場
面積の割合
が2分の1
以下である
こと。

(2) 当該同意

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
									基本構想に係る事業により新たに設置される特定商業集積の促進に関する特別措置法第3条第3項に規定する商業施設をその者の営む事業の用に供する中小小売商業者等の数が20以上であること。
⑬の② 中心市街地の活性化に関する法律(以下この項において「 <u>中心市街地活性化法</u> 」という。)第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第1号	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 当該土地等を当該事業の用に(当該事業が中心市街地活性化法第7条第7項第1号に定める事業である場合には、 ・ ・ ・ ・ ・)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条の2 2項13号ロ 措置法規則17条の2 1項16号	※1 「特定法人」とは、認定特定民間中心市街地活性化事業計画(当該事業に係るものに限る。)に係る中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人(同法第7条第7項第7号	⑫の③ 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下この項において「 <u>中心市街地整備改善活性化法</u> 」という。)第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づく同法第4	(イ) ・ ・ ・ ・ ・ (ロ) 当該土地等を当該事業の用に(当該事業が中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第1号に定める事業である場合には、 ・ ・ ・ ・ ・)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置法34条の2 2項12号ハ 措置法規則17条の2 1項16号	※1 「特定法人」とは、認定中小小売商業高度化事業計画(当該事業に係るものに限る。)に係る中心市街地整備改善活性化法第21条第1項に規定する認定中小小売商業高度化事業者である法人(同法第4条第5項第7号に定める

から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。)・・・

- (イ) ・・・。
- (ロ) ・・・。
- (ハ) ・・・。
- (ニ) ・・・。

(事業が中心市街地活性化法第7条第7項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に・・・)・・・。

A 中心市街地活性化法第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地

に定める・・・)をいう。

- (1) 地方公共団体の出資に係る中心市街地活性化法第7条第7項第7号に掲げる特定会社のうち、・・・

- イ ・・・。
- ロ ・・・。
- ハ ・・・。

- (2) 中心市街地活性化法第7条第7号に掲げる公益法人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- イ ・・・。
- ロ ・・・。

- ※2 ・・・。
- ※3 ・・・。

- (1) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心

条第5項に規定する中小小売商業高度化事業(同項第1号から第4号まで又は第7号に掲げるものに限る。)

- ・・・。
- (イ) ・・・。
- (ロ) ・・・。
- (ハ) ・・・。
- (ニ) ・・・。

(事業が中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第3号若しくは第4号に定める事業又は同項第7号に・・・)・・・。

A 中心市街地整備改善活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街

・・・)をいう。

- (1) 地方公共団体の出資に係る中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に掲げる特定会社のうち、・・・

- イ ・・・。
- ロ ・・・。
- ハ ・・・。

- (2) 中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に掲げる公益法人のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

- イ ・・・。
- ロ ・・・。

- ※2 ・・・。
- ※3 ・・・。

- (1) 認定中小小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
	<p>活性化法第7条第7項第1号に定める事業</p> <p>当該事業を行う中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業者である商店街振興組合等の組合員又は所属員で中小売商業者等に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設(当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の</p>			<p>市街地活性化法第7条第7項第1号又は第2号に定める事業にあつては、これらの事業に参加する者の数が10以上であること。</p> <p>(2) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第2号から第4号まで又は第7号に定める事業にあつては、。</p> <p>(3) 認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく中心市街地活性化法第7条第7項第7号に定める</p>		<p>地整備改善活性化法第4条第5項第1号に定める事業</p> <p>当該事業を行う中心市街地整備改善活性化法第21条第1項に規定する認定中小売商業高度化事業者である商店街振興組合等の組合員又は所属員で中小売商業者等に該当するものの事業の用に供される店舗その他の施設(当該認定中小売商業高度化事業計</p>			<p>整備改善活性化法第4条第5項第1号又は第2号に定める事業にあつては、これらの事業に参加する者の数が10以上であること。</p> <p>(2) 認定中小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第2号から第4号まで又は第7号に定める事業にあつては、。</p> <p>(3) 認定中小売商業高度化事業計画に基づく中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に定め</p>

区域内に
存するも
のに限
る。)及び
当該認定
特定民間
中心市街
地活性化
事業計画
に基づく
事業によ
り……

B 認定特
定民間中
心市街地
活性化事
業計画に
基づく中
心市街地
活性化法
第7条第
7項第2
号から第
4号に定
める事業
……

C 認定特
定民間中
心市街地
活性化事
業計画に
基づく中
心市街地
活性化法
第7条第

事業にあつ
ては、特定
民間中心市
街地活性化
対象区域内
の施設又は
当該事業に
より新たに
設置される
店舗その他
の施設をそ
の者の……

画の区域
内に存す
るものに
限る。)及
び当該認
定中小小
売商業高
度化事業
計画に基
づく事業
により……

B 認定中
小小売商
業高度化
事業計画
に基づく
中心市街
地整備改
善活性化
法第4条
第5項第
2号から
第4号に
定める事
業
……

C 認定中
小小売商
業高度化
事業計画
に基づく
中心市街
地整備改
善活性化
法第4条

る事業にあ
つては、中
小小売商業
高度化対象
区域内の施
設又は当該
事業により
新たに設置
される店舗
その他の施
設をその者
の……。

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
7項第7号に定める事業 当該事業を行う認定特定民間中心市街地活性化事業者である法人に出資又は拠出をしている…… (当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画の区域内に存するものに限る。)並びに当該認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業…… (ホ) ……					第5項第7号に定める事業 当該事業を行う認定中小売商業高度化事業者である法人に出資又は拠出をしている…… ……(当該認定中小売商業高度化事業計画の区域内に存するものに限る。)並びに当該認定中小売商業高度化事業計画に基づく事業…… (ホ) ……				
<u>13の3</u> …… (イ) ……。	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の2 2項	※1 ……。 (1) ……	<u>12の4</u> …… (イ) ……。	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34条の2 2項	※1 ……。 (1) ……

(㉓) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 (ハ) ……			13号ハ 措置法規則 17条の2 1項17号	イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 (1) ……。 イ ……。 ロ ……。 (2) ……。 (3) ……。 (4) ……。	(㉓) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 (ハ) ……			12号ニ 措置法規則 17条の2 1項17号	イ ……。 ロ ……。 ハ ……。 (2) ……。 イ ……。 ロ ……。 ※2 ……。 (1) ……。 イ ……。 ロ ……。 (2) ……。 (3) ……。 (4) ……。
⑭ ……。 (イ) ……。 (㉓) 独立行政 法人中小企 業基盤整備 機構法第15 条第1項第 3号ロに規 定する他の 事業者との 事業の共同 化若しくは 中小企業の 集積の活性 化に寄与す る事業	(イ) ……。 (㉓) ……	……。 ……	措置法34条 の2 2項 14号 措置法規則 17条の2 1項18号	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 資金の貸付 けを受けて 行われるも のであるこ と。	⑬ ……。 (イ) ……。 (㉓) 独立行政 法人中小企 業基盤整備 機構法第15 条第1項第 3号に規定 する連携等 若しくは中 小企業の集 積の活性化 に寄与する 事業	(イ) ……。 (㉓) ……	……。 ……	措置法34条 の2 2項 13号 措置法規則 17条の2 1項18号	※ ……。 (1) ……。 (2) ……。 資金の貸付 けを受けて 行われるも の(独立行 政法人中小 企業基盤整 備機構法施 行令(平成 16年政令 182号)第2 条第1項第 1号に掲げ る事業にあ っては、当 該事業を行 う者が同項 第2号イに 規定する特 定中小企業 団体に該当

改 正 後

改 正 前

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑮	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項19号	※ (1) (2) イ ロ
⑯	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項20号	
⑰	措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項21号	
⑱	措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項22号	
⑲	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 19号 措置法規則 17条の2 1項23号	※

区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑭	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 14号 措置法規則 17条の2 1項19号	※ (1) (2) イ ロ
⑮	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 15号 措置法規則 17条の2 1項20号	
⑯	措置法34条 の2 2項 16号 措置法規則 17条の2 1項21号	
⑰	措置法34条 の2 2項 17号 措置法規則 17条の2 1項22号	
⑱	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 18号 措置法規則 17条の2 1項23号	※

<p>⑳</p>	<p>.</p>	<p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項 20号 措置法規則17条の2 1項24号イ</p>		<p>⑲</p>	<p>.</p>	<p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項 19号 措置法規則17条の2 1項24号イ</p>	
<p>⑳の② 中心市街地の活性化に関する法律(以下この項において「<u>中心市街地活性化法</u>」という。)第16条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「<u>高齢者移動等円滑化法</u>」という。)第39条第1項に規定する.、土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項、.部分の譲</p>	<p>当該土地等につき中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する.、中心市街地活性化法第16条第1項、.部分の譲渡があった旨(当該土地等の譲渡が中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合にあつては、その旨及び当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者が措置法令第22条の8第27項に規定する者である旨と</p>	<p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項 20号 措置法規則17条の2 1項24号ロ</p>	<p>※1 「都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者」とは、国、地方公共団体、中心市街地活性化法第51条第1項に規定する中心市街地整備推進機構及び国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。 ※2 「生活関連施設又は一般交通用施設を設置をする者」とは、国、地方公共団</p>	<p>⑲の② 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(以下この項において「<u>中心市街地整備改善活性化法</u>」という。)第7条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この項において「<u>高齢者等移動円滑化法</u>」という。)第13条第1項に規定する.、土地等に係る換地処分により当該土地等</p>	<p>当該土地等につき中心市街地整備改善活性化法第7条第1項に規定する土地区画整理事業、高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する.、中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、.部分の譲渡があった旨(当該土地等の譲渡が高齢者等移動円滑化法第13条第1項の.、その旨並びに当該保留地の上に設置される同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者が措置法令第22条の8第28項に規定する.)を</p>	<p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項 19号 措置法規則17条の2 1項24号ロ</p>	<p>※ 「特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者」とは、国、地方公共団</p>

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
渡(中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者(※1)、高齢者移動等円滑化法第39条第1項・・・、当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者(※2)である場合に限るものとし、当該生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者がするものを除く。)があつたとき	し、当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の・・・、その旨並びに当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者が措置法令第22条の8第28項に規定する・・・)を証する書類			体、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する公共交通事業者等(同法第2条第4号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送業に限る。)・・・・。	のうち中心市街地整備改善活性化法第7条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、・・・部分の譲渡(高齢者等移動円滑化法第13条第1項・・・、当該保留地の上に設置される同項に規定する <u>特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者(※)</u> である場合に限るものとし、当該設置をする者がするものを除く。)があつたとき	証する書類			体、高齢者等移動円滑化法第13条第1項に規定する公共交通事業者等(同法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる者に限る。)・・・・。

<p>⑳</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p> <p>(ホ)</p> <p>(ヘ)</p> <p>同規則第8条《構造及び設備の技術上の基準》</p>	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項21号</p> <p>措置法規則17条の2 1項25号</p>	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>※5</p> <p>※6</p> <p>※7</p> <p>※8</p>	<p>㉑</p> <p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>D</p> <p>E</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p> <p>(ホ)</p> <p>(ヘ)</p> <p>同規則第6条《構造及び設備の技術上の基準》</p>	<p>(イ)</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>(ロ)</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項20号</p> <p>措置法規則17条の2 1項25号</p>	<p>※1</p> <p>※2</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>※5</p> <p>※6</p> <p>※7</p> <p>※8</p>
<p>㉒</p>	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項22号</p> <p>措置法規則17条の2 1項26号</p>	<p>※、措置法第34条の2第2項第22号のマンション建替事業の施行者が</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>㉓</p>	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A</p> <p>B</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項21号</p> <p>措置法規則17条の2 1項26号</p>	<p>※、措置法34条の2第2項第21号のマンション建替事業の施行者が</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>
<p>㉔</p>	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A 当該土地が措置法令第22条の8第32項各号に掲げる</p> <p>B</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項23号</p> <p>措置法規則17条の2 1項27号</p>	<p>※</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>㉕</p>	<p>(イ)</p> <p>(ロ)</p> <p>A 当該土地が措置法令第22条の8第31項各号に掲げる</p> <p>B</p>	<p>.</p> <p>.</p>	<p>措置法34条の2 2項22号</p> <p>措置法規則17条の2 1項27号</p>	<p>※</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
⑭	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項28号		⑬	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 23号 措置法規則 17条の2 1項28号	
⑮	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 25号 措置法規則 17条の2 1項29号	※。	⑭	(イ) (ロ)	措置法34条 の2 2項 24号 措置法規則 17条の2 1項29号	※。